

## 「集中ヒアリング」における関係各省からの配付資料

- 外国人への医療サービス提供の充実  
（外国人医師の国内医療解禁、病床規制の見直し等）
- 有期労働契約期間（5年）の延長（契約型正規雇用制度の創設等）
- 都心居住促進のための容積率・用途等集団規制の見直し
- 羽田空港国際化のための羽田・成田離着陸割当ての柔軟化  
（羽田への国際線割当てと成田への国内線割当ての交換促進）
- 有料道路運営の民間への開放（コンセッション方式の導入）
- 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の解禁）
- 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等  
の見直し（国内校との競争条件の同一化）
- 農地流動化のための農業委員会の関与廃止等
- 先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大（評価実施体制の柔軟化等）

国家戦略特区ワーキンググループ  
関係各省からの「集中ヒアリング」日程  
(於:永田町合同庁舎7階 特別会議室)

5月27日(月)

○ 17:00～17:40【八田座長、工藤・原委員出席】

- ・ 17:00～17:40  
「都心居住促進のための容積率・用途等集団規制の見直し」  
【国土交通省 井上住宅局長ほか】

5月28日(火)

○ 10:00～12:50【八田座長、秋山・坂村・原委員出席】

- ・ 10:00～10:40  
「羽田空港国際化のための羽田・成田離着陸割当ての柔軟化」  
(羽田への国際線割当てと成田への国内線割当ての交換促進)  
【国土交通省 田村航空局長ほか】
- ・ 10:45～11:25  
「外国人への医療サービス提供の充実」(外国人医師の国内医療  
解禁、病床規制の見直し等)  
【厚生労働省 原医政局長ほか】
- ・ 11:25～12:05  
「先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大」(評価実施体制の  
柔軟化等)  
【厚生労働省 木倉保険局長ほか】
- ・ 12:10～12:50  
「公立学校運営の民間への開放」(公設民営学校の解禁)  
【文部科学省 布村初等中等教育局長ほか】

○ 17:30～20:25 【八田座長ほか全委員出席】

- ・ 17:30～18:10  
「有料道路運営の民間への開放」(コンセッション方式の導入)  
【国土交通省 前川道路局長ほか】
  
- ・ 18:15～18:55  
「農地流動化のための農業委員会の関与廃止等」  
【農林水産省 奥原経営局長ほか】
  
- ・ 19:00～19:40  
「有期労働契約期間(5年)の延長」(契約型正規雇用制度の創設等)  
【厚生労働省 中野労働基準局長ほか】
  
- ・ 19:45～20:25  
「海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等の見直し」(国内校との競争条件の同一化)  
【文部科学省 前川官房長ほか】

○外国人への医療サービス提供の充実  
(外国人医師の国内医療解禁、病床規制の見直し等)

厚生労働省 資料

# 国際戦略特区WG集中ヒアリング 資料

厚生労働省医政局

# 外国の医師免許を有する者の我が国における医業の実施について

## 【原則】

医師法第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。  
第17条 医師でなければ、医業をしてはならない。

## 【特例】臨床修練制度

「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」

### 【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国の医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で診療を行うことを特例的に認める制度。

### 【臨床修練の許可】

外国の医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。
- ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
- ③ 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。

→年限の弾力化、手続き・要件の簡素化、教授・臨床研究目的での診療行為の容認等の見直しについて、医療法等改正法案の一部として法案を提出することとしている。

## 【日本の医師国家試験における特例】

イギリス、アメリカ、フランス、シンガポールの医師については、二国間での取り決めに基づき、我が国に在留する外国人に対し診療（保険対象外）を行うこと前提に、特例的に英語による医師国家試験を実施

# 基準病床数制度について

## 目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、  
病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

## 仕組み

### ○ 基準病床数を、全国統一の算定式により算定

※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算

精神病床は、都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算

結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている

感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている



### ○ 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、開設・増床について、公的医療機関等については許可しないことができ、それ以外の医療機関については勧告することができる(医療法)。

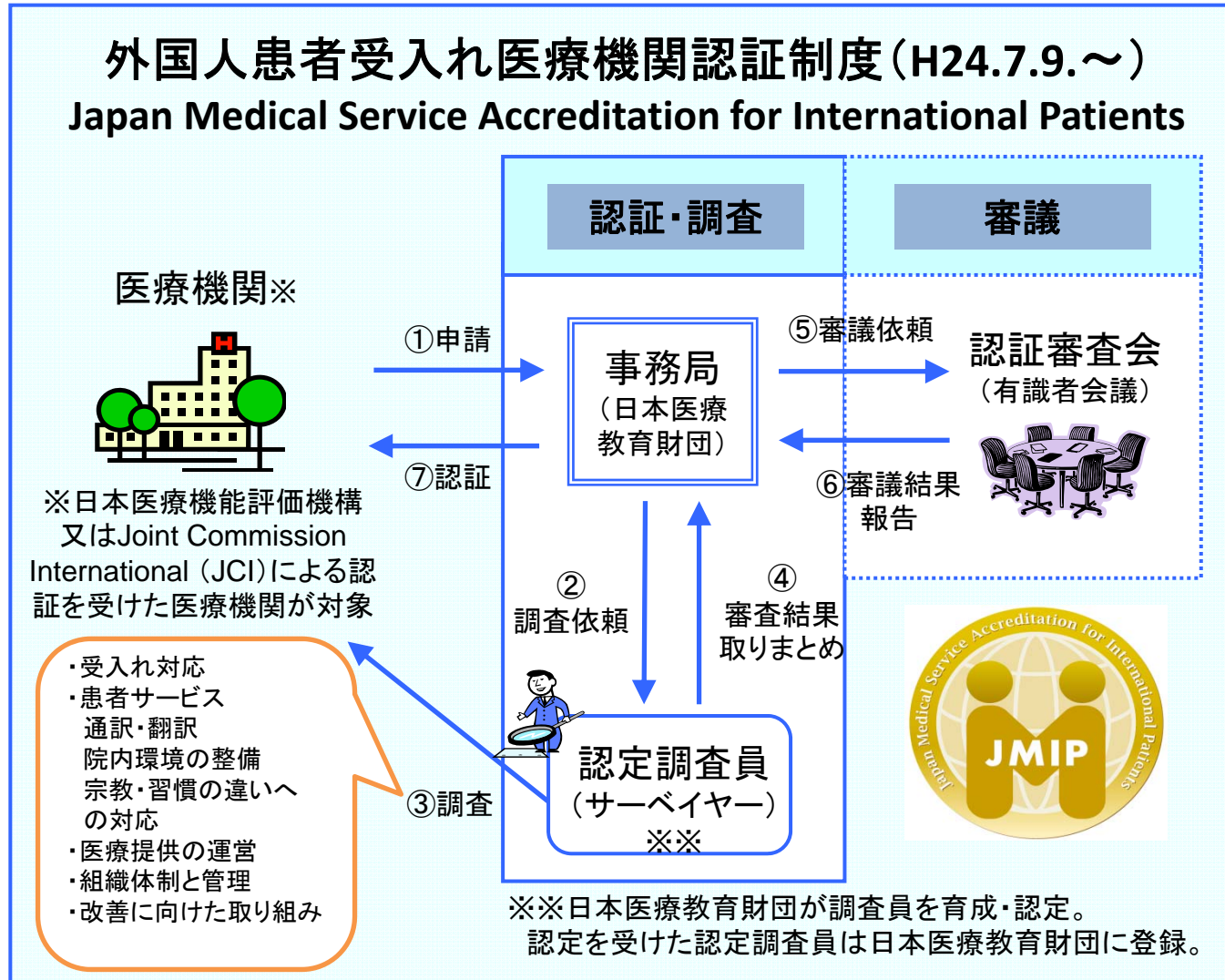
### ○ 勧告を受けた病床については、保険医療機関の指定をしないことができる(健康保険法)。

## 病床数の算定に関する例外措置

救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定

# 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)

○国際医療交流の観点から、厚生労働省では、外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備するため、医療機関の申請に基づき第三者機関(日本医療教育財団)が外国人受入体制等について審査・認証する仕組み作りを支援。



## 認証された病院 (H25.3.21認証)

- ・(神奈川県) 湘南鎌倉総合病院
- ・(鹿児島) 整形外科 米盛病院
- ・(大阪) りんくう総合医療センター



- 有期労働契約期間(5年)の延長  
(契約型正規雇用制度の創設等)

厚生労働省 資料

# 労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号)の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

## 1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

## 2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態が存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなす。

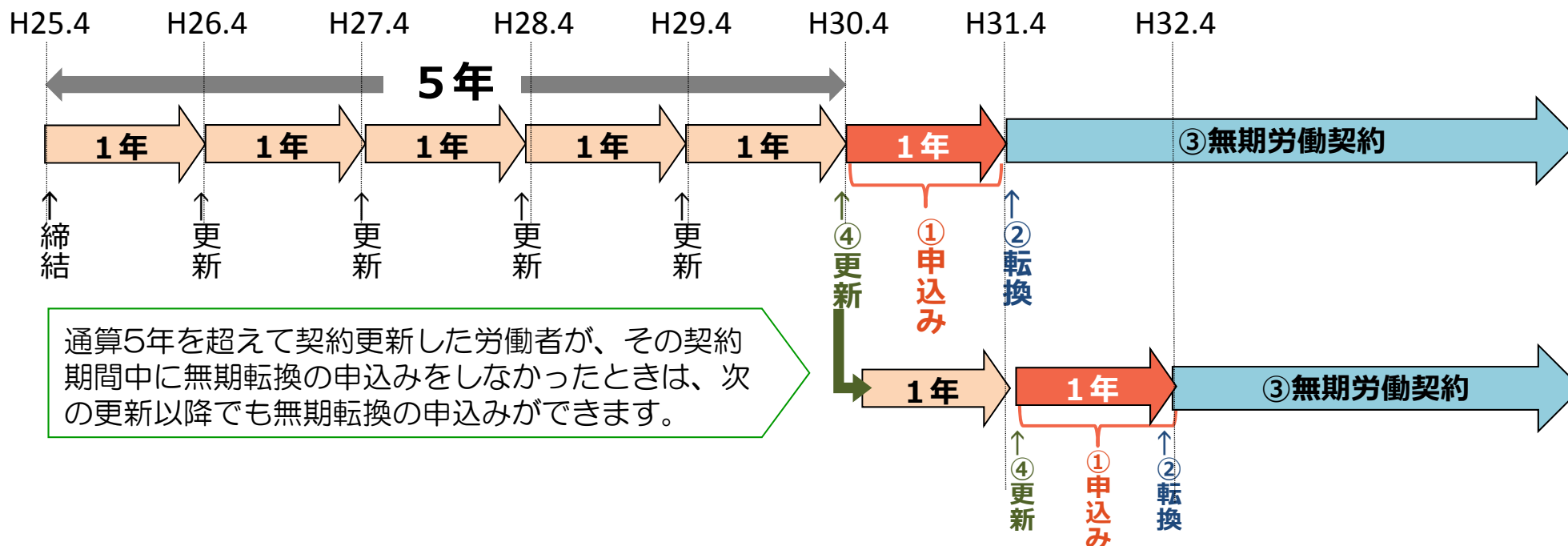
## 3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日: 2については平成24年8月10日(公布日)。1、3については平成25年4月1日。

## いつ無期転換の申込みができるか（無期転換の仕組み）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

→ 労働者が申込みをしたときに、原則として従前と同一条件で無期に転換するルールです。いわゆる正社員並みの待遇とすることや、賃金の引上げを義務付けてはいません。

- 都心居住促進のための容積率・用途等集団規制の見直し

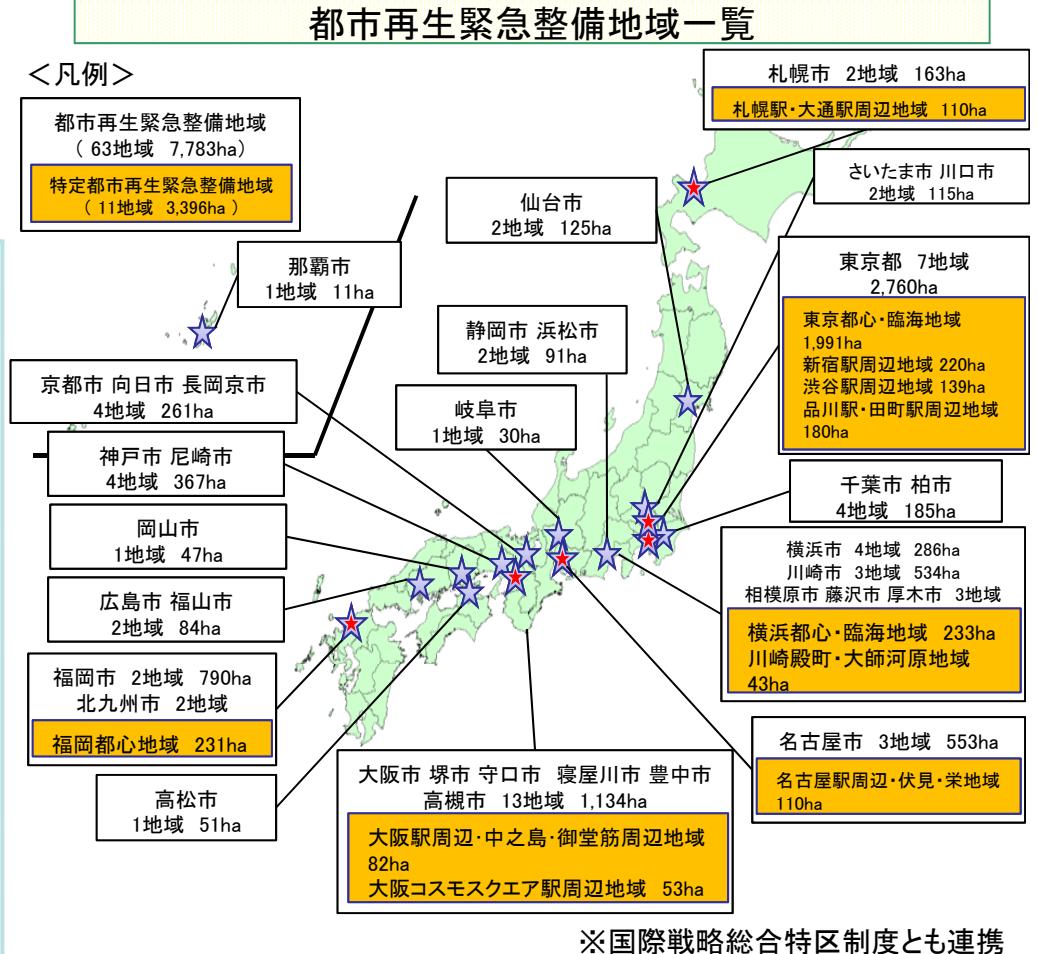
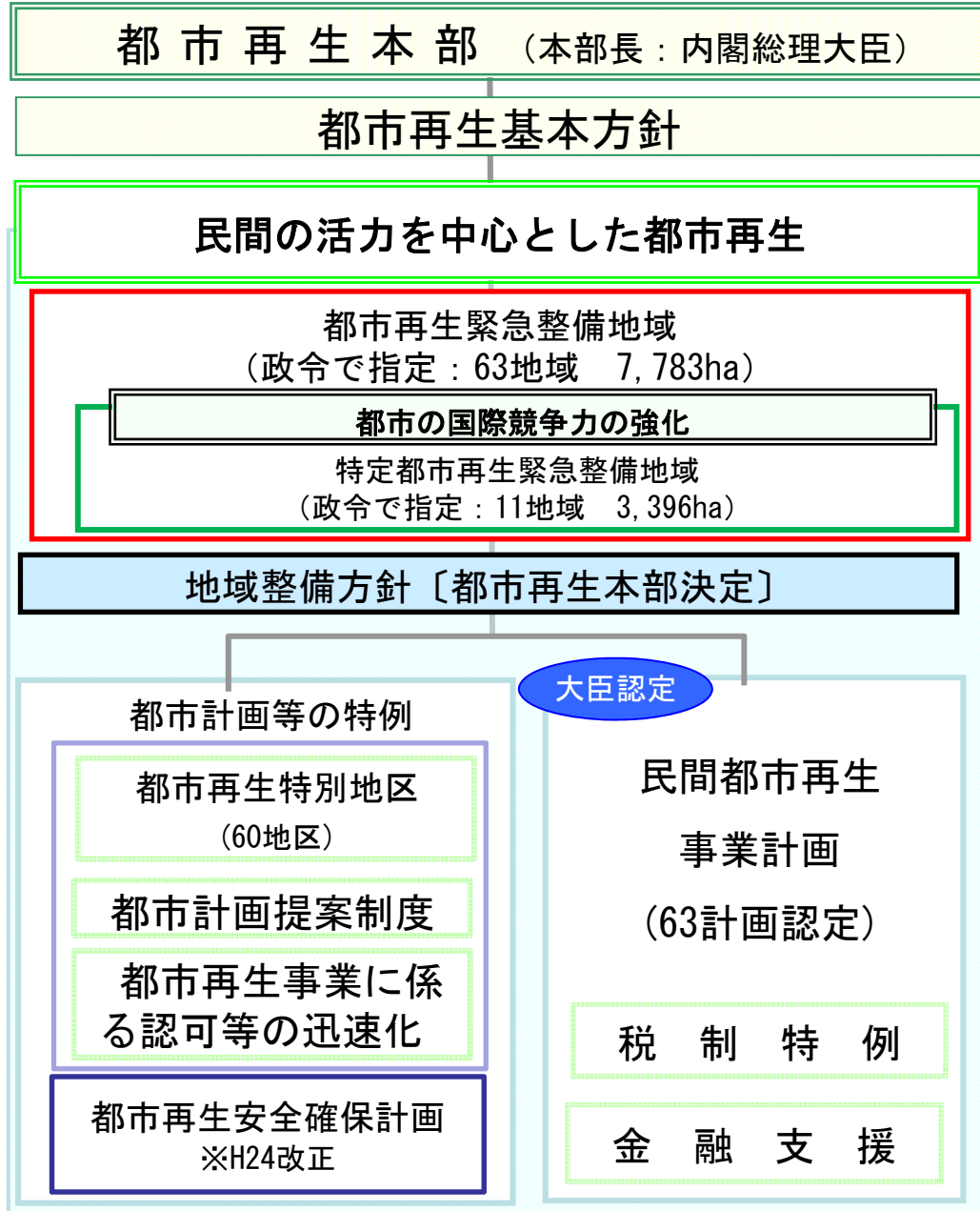
国土交通省 資料

# 容積率制限を緩和する主な特例制度

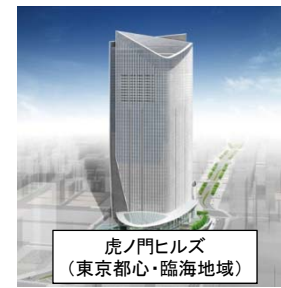
< >は平成23年3月31日現在の実績

<p><u>一団地の総合的設計制度</u> (昭和25年創設)</p>	<p>総合的設計による複数建築物について、容積率等の規制を同一敷地内にあるものとみなして一体的に適用する。                  &lt;17,461地区&gt;</p>
<p><u>特定街区</u> (昭和36年創設)</p>	<p>一定以上の幅員の道路に囲まれた街区等において、良好な環境と健全な形態の建築物を建築し、有効な空地を確保すること等により市街地の整備改善を図るため、空地の規模等に応じた容積率制限の緩和等を行う。                  &lt;111地区&gt;</p>
<p><u>高度利用地区</u> (昭和44年創設)</p>	<p>建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の合理的かつ健全な都市機能の更新とを図る。                  &lt;1,018地区&gt;</p>
<p><u>総合設計制度</u> (昭和45年創設)</p>	<p>敷地内に一定以上の空地を確保する建築計画について、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限の緩和等を行う。                  &lt;3,142件&gt;</p>
<p><u>高層住居誘導地区</u> (平成9年創設)</p>	<p>都心の居住機能の確保等を図るため、住宅と非住宅が混在する地域内の高層住宅を誘導すべき地区において、容積率制限の緩和等を行う。                  &lt;2地区&gt;</p>
<p><u>連担建築物設計制度</u> (平成10年創設)</p>	<p>既存建築物を前提とした合理的な設計による複数建築物について、容積率等の規制を同一敷地内にあるものとみなして一体的に適用する。                  &lt;735件&gt;</p>
<p><u>特例容積率適用地区</u> (平成13年創設・17年改正)</p>	<p>適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、特例容積率の限度の指定の申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定する。                  &lt;1地区&gt;</p>
<p><u>都市再生特別地区</u> (平成14年創設)</p>	<p>都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等を行う。                  (60地区 ※平成25年3月末現在)</p>

※この他、再開発等促進区、高度利用型地区計画、容積適正配分型地区計画、用途別容積型地区計画等の地区計画制度を活用した容積率制限の緩和も可能。



### 認定民間都市再生事業の例





都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等を行う。（60地区、129ha（平成25年3月末現在））

## ◇制度概要

### 1. 対象

都市再生緊急整備地域内で、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る必要がある区域

### 2. 決定方法

都道府県及び政令指定都市が都市計画の手続を経て決定  
(提案制度により都市開発事業者による提案が可能)

### 3. 計画事項

以下の事項を従前の用途地域等に基づく規制にとらわれずに定めることができる。

- 誘導すべき用途(用途規制の特例が必要な場合のみ)
- 容積率の最高限度(400%以上)及び最低限度
- 建ぺい率の最高限度      ○建築面積の最低限度
- 高さの最高限度          ○壁面の位置の制限

これにより、用途地域等における以下の規制を適用除外。

- ・用途地域及び特別用途地区による用途制限
- ・用途地域による容積率制限      ・斜線制限
- ・高度地区による高さ制限      ・日影規制



日本橋二丁目地区(東京都中央区)

区域面積:約4.8ha

用途地域:商業地域

容積率:800%、700% → 1990% 等

## 日本橋室町東地区（東京都中央区）

用途：事務所、**住宅**、店舗、文化・交流施設  
容積率：1300%（指定容積率 800%、700%）



## 大崎駅西口A地区（東京都品川区）

用途：**住宅**、事務所、店舗等  
容積率：650%（指定容積率 300%）



## 淡路町二丁目西部地区（東京都千代田区）

用途：北地区：**住宅**、事務所、店舗、駐車場  
南地区：公共施設（区福祉施設等）  
容積率：北地区：990%（指定容積率 600%、500%）  
南地区：550%（指定容積率 500%）



## 大阪駅北地区（大阪市）

用途：（A地区）事務所、商業施設  
（B地区）事務所、ナレッジ・キャピタル、商業施設、**住宅**  
ホテル・サービスアパートメント、コンベンション  
容積率：A地区：1600%（指定容積率 800%）  
B地区：1150%（指定容積率 600%）





- 羽田空港国際化のための羽田・成田離着陸割当ての柔軟化  
(羽田への国際線割当てと成田への国内線割当ての交換促進)

国土交通省 資料

# 首都圏空港(羽田・成田)の年間発着枠の増加

	羽田空港 (うち国際線)	成田空港	首都圏空港全体
H22.10月まで (羽田D滑走路供用前)	30.3万回	22万回	52.3万回
H25.3.30 まで	39万回 (6万回)	25万回	64万回
現在 (H25.3.31 以降)	41万回 (6万回) 国内線2万回を増枠	27万回	68万回
以降、首都圏空港を含めたオープンスカイを実施			
最終形 (羽田:H25年度末 成田:H26年度中)	44.7万回 (9万回) 国際線3万回を増枠	30万回	74.7万回

\* 1. いずれも年間当たりの回数である。

\* 2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回とのカウントである。

\* 3. 羽田空港の発着枠数の中には、深夜早朝の国際チャーター便等の運航に使われる枠数も含まれる。

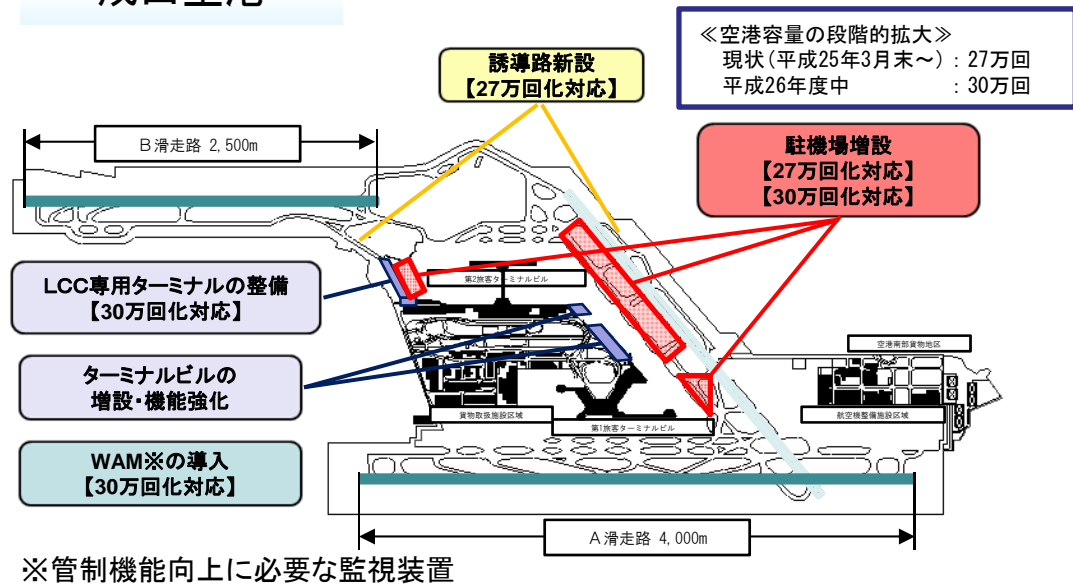
# 首都圏空港の機能強化に係る主要整備事業

首都圏の都市間競争力を高めるために必要な首都圏空港（羽田空港・成田空港）の機能拡充・強化のため、平成26年度中に発着容量75万回への増枠の達成を目的とした整備等を推進。

## 羽田空港



## 成田空港



### 【国際線地区の拡充】

- 国際線9万回への増枠に必要な整備
  - ・駐機場等の増設
  - ・CIQ施設の増設
  - ・空港アクセス道路改良

### 【発着容量の拡大】

- 発着容量44.7万回への増枠に必要な整備
  - ・駐機場等の新設

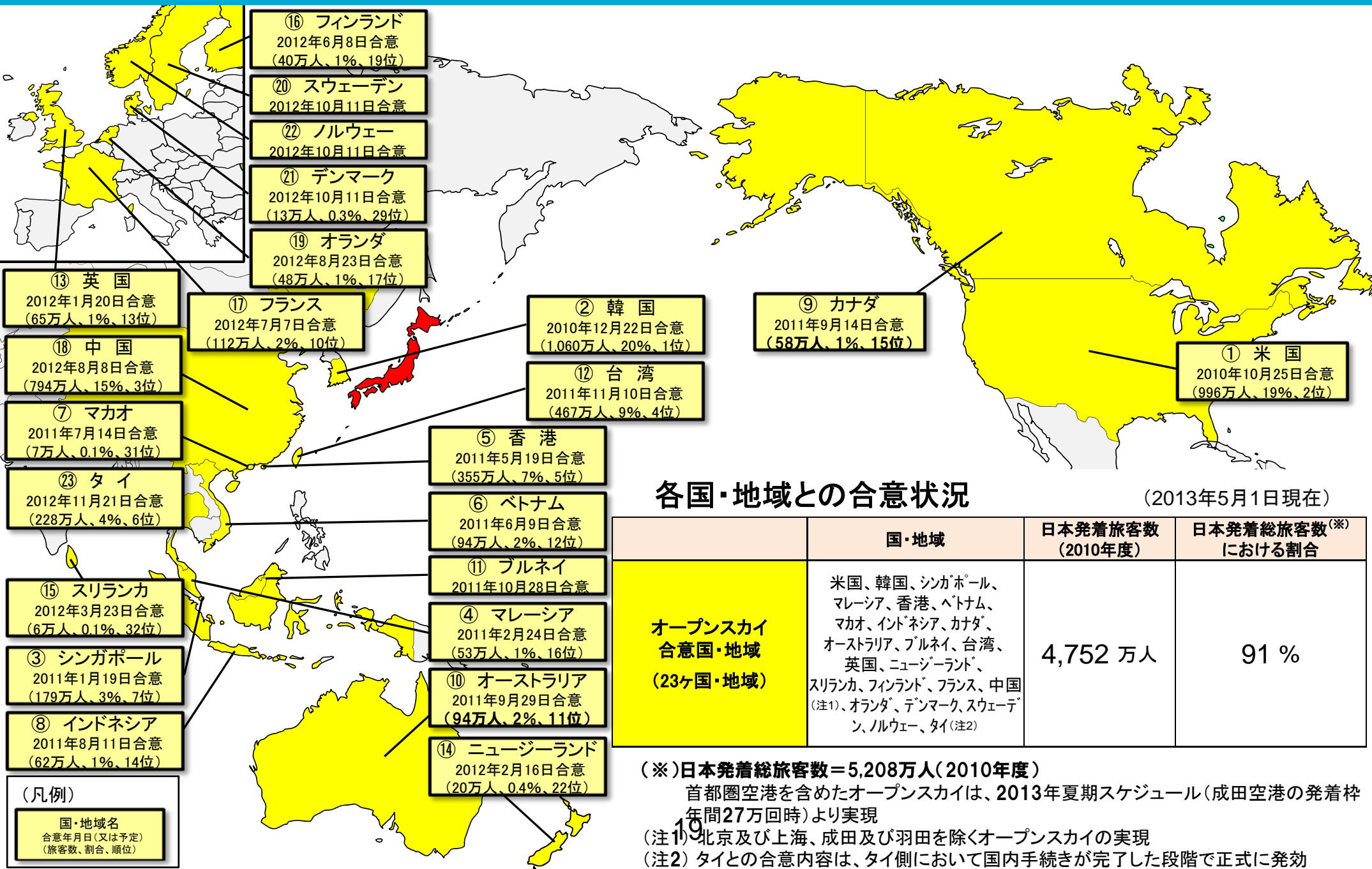
### 【長距離国際線の輸送能力増強】

- 深夜早朝時間帯に就航する長距離国際線の大型化を可能
  - ・C滑走路延伸事業

### 【管制機能の向上のための整備】

- WAMの導入
- 【施設の拡充整備等】
  - 発着容量27万回化に対応した整備
    - ・誘導路の新設
    - ・駐機場の増設
  - 発着容量30万回化に対応した整備
    - ・LCC専用ターミナルの整備
    - ・駐機場の増設
  - ターミナルビルの増設・機能強化

# オープンスカイ交渉の進捗状況について



## 各国・地域との合意状況

(2013年5月1日現在)

	国・地域	日本発着旅客数 (2010年度)	日本発着総旅客数 <sup>(※)</sup> における割合
オープンスカイ 合意国・地域 (23ヶ国・地域)	米国、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、ベトナム、マカオ、インドネシア、カナダ、オーストラリア、ブルネイ、台湾、英国、ニュージーランド、スリランカ、フィンランド、フランス、中国 (注1)、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、タイ(注2)	4,752 万人	91 %

(※)日本発着総旅客数=5,208万人(2010年度)

首都圏空港を含めたオープンスカイは、2013年夏期スケジュール(成田空港の発着枠年間27万回時)より実現

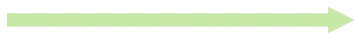
(注1)北京及び上海、成田及び羽田を除くオープンスカイの実現

(注2)タイとの合意内容は、タイ側において国内手続きが完了した段階で正式に発効

# 羽田空港再拡張後の飛行経路

## 【出発経路】

6000ft未満



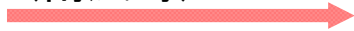
6000ft以上



## 【到着経路】

6000ft未満

(南風時)



(北風時)

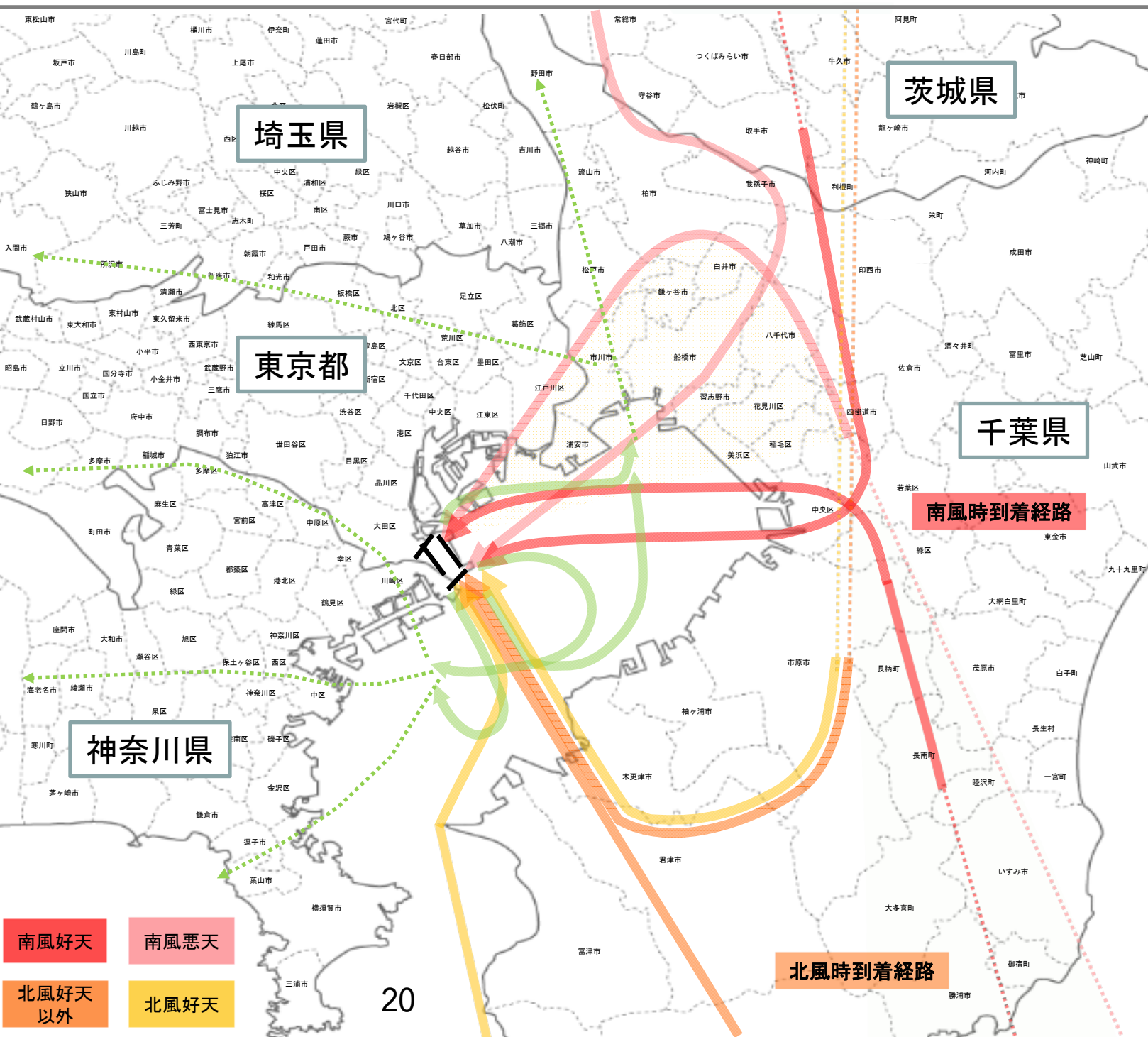


6000ft以上

(南風時)



(北風時)



南風好天	南風悪天
北風好天以外	北風好天

- 有料道路運営の民間への開放(コンセッション方式の導入)

国土交通省 資料

# 国家戦略特区WG 集中ヒアリング

有料道路運営の民間への開放  
(コンセッション方式の導入)

平成25年5月28日(火)

国土交通省道路局

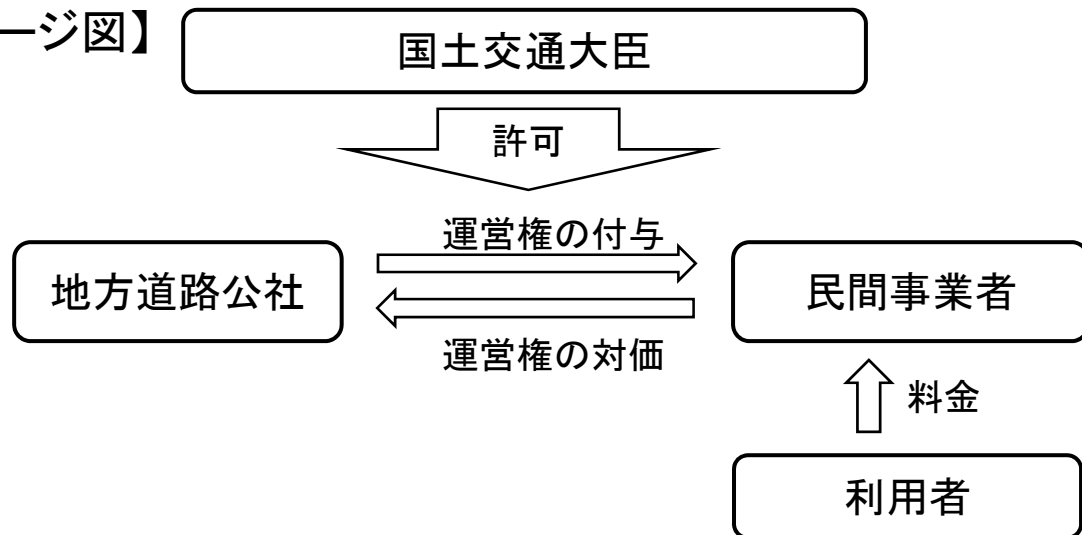


# 愛知県からの特区提案と対応状況

## 1. 愛知県からの提案

**有料道路の分野**においても民間の経営ノウハウを積極的に活用するため、民間企業が事業主体として参入できる**特別の措置を求める**。  
(平成24年4月)

【イメージ図】



## 2. 政府の対応方針

**愛知県からの具体的な事業スキーム等の提案を踏まえ**、同県と速やかに協議し、**平成25年5月を目途に結論を得る**。  
(平成24年8月21日 構造改革特区推進本部決定)

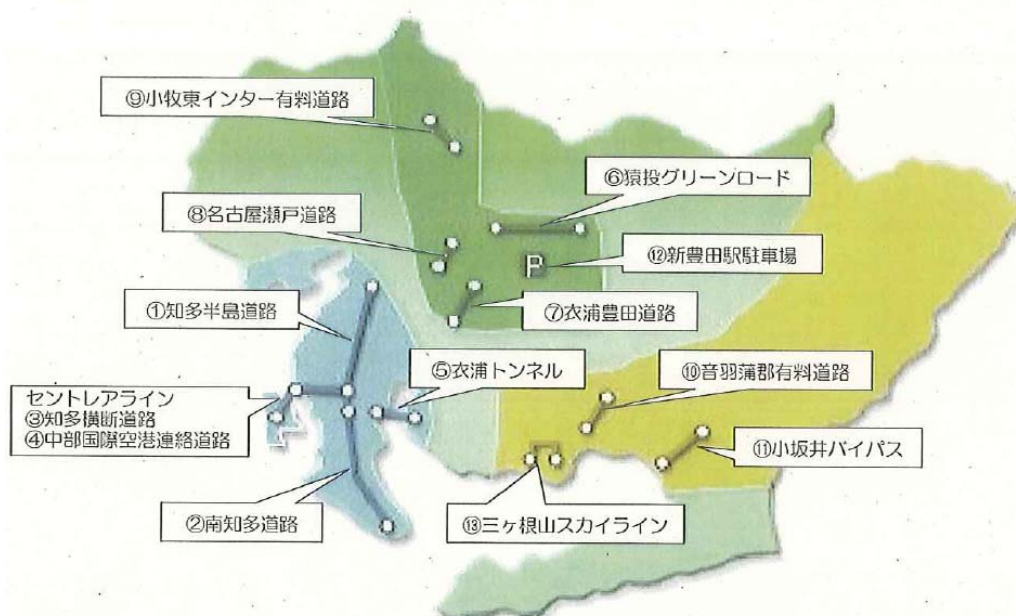
## 3. 愛知県における対応

- H24.12 愛知県において設置した有識者検討会(※)の報告書とりまとめ  
(※)国土交通省道路局もオブザーバーとして参加
- H25.5.28 **事業スキーム等を提案**  
(愛知県 → 国土交通省)



## 愛知県道路公社の概要

- (1) 設立年月日 : 昭和47年5月16日
- (2) 基本財産 : 出資金 735.8億  
 (内訳) 愛知県 735.3億(99.9%)  
 豊田市 0.5億(0.1%)
- (3) 職員数(役員除く。) : 105人(平成24年4月現在)
- (4) 運営中路線の概要



コンセッション方式  
対象予定路線

路線名	延長(km)	料金徴収期間
① 知多半島道路	20.8	S45.07.15 - H40.02.01
② 南知多道路	19.6	S45.03.01 - H40.02.01
③ 知多横断道路	8.5	S56.04.01 - H40.02.01
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.01.30 - H47.01.29
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.08.01 - H41.11.29
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.04.01 - H41.06.22
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.03.06 - H46.03.05
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 - H56.11.26
⑨ 小牧東インター有料道路	1.6	S61.03.27 - H28.03.26
⑩ 音羽蒲郡有料道路	3.0	S61.11.21 - H28.11.20
⑪ 小坂井バイパス	0.9	S61.03.06 - H28.03.05
⑫ 新豊田駅前駐車場	-	S58.04.01 - H25.03.31
⑬ 三ヶ根山スカイライン	5.1	S43.03.01 - 定めなし
全体	83.1	

※供用延長、交通量、料金収入共に第1位(指定都市高速道路を除く。)  
 ※平成23年度における料金収入は164億円

## 現行の道路整備特別措置法の考え方

○建設された道路は無料で一般交通の用に供される「無料公開の原則」。

○一方で、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度を規定するとともに、料金の徴収主体を高速道路会社、地方道路公社等に限定している。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）（抄）

第三条 会社は、（中略）国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2～10（略）

第十条 地方道路公社は、（中略）国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2～7（略）

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。）は、（中略）条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2～4（略）

○料金は借入金の償還のために徴収するものであり、利潤は含まれない。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）（抄）

第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（中略）にあつては、協定の対象となる高速道路（中略）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

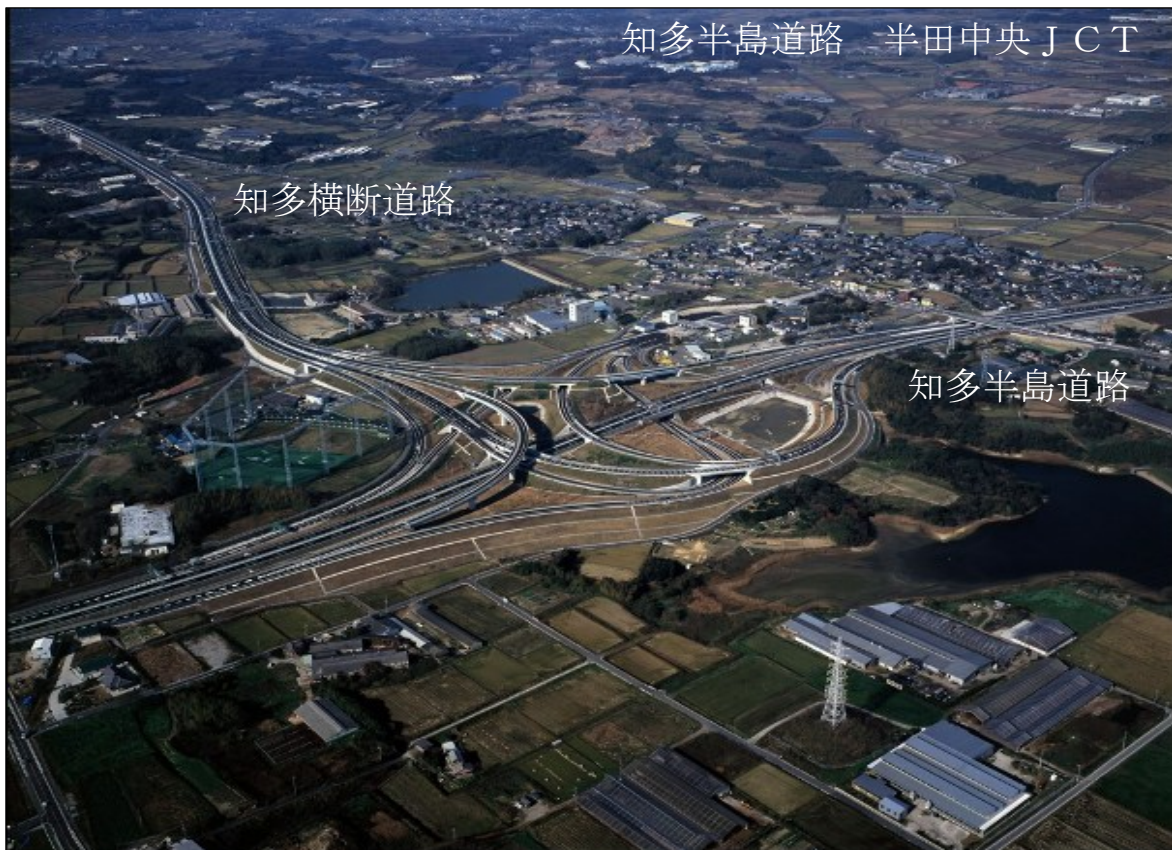
二（略）

三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

四・五（略）

2～4（略）

# 民間事業者による有料道路事業の運営の実現 について（提案）



平成25年5月  
愛知県

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

愛知県知事 大村 秀章

## 民間事業者による有料道路事業の運営の実現について（提案）

平成24年2月28日付けで構造改革特区提案した「民間事業者による有料道路事業の運営の実現」について下記のとおり具体的な事業スキーム等を提案するので、道路整備特別措置法に関し必要な規制の特例措置を講じるよう求めます。

### 記

#### 1. 民間事業者による有料道路事業の運営

民間における新たな事業機会を創出するとともに、民間事業者の創意工夫を活用した低廉で良質な利用者サービス等の提供を図るため、道路整備特別措置法に基づく有料道路事業について、コンセッションを導入し、公社が、民間事業者に対して運営権の一部を付与する。

##### ① 運営権付与の方法

- 運営権の付与は、公社と民間事業者間の契約に基づき対価と引き換えに行う。

##### ② 付与する運営権の内容

- 徴収する料金収入等は民間事業者自らに帰属する。
- 民間事業者自らの費用負担において有料道路の維持・運営（道路管理者権限のうち公権力の行使に該当しないものに限る。）を行う。

##### ③ 運営権対価の価額

- 公社が、あらかじめ、基準となる価額を算定・提示したうえで、民間事業者からの提案に基づき定める。

##### ④ 公社の機能

- 有料道路に係る資産・負債の管理
- 民間事業者が納付する運営権対価による建設費等の償還
- 公権力の行使に該当する道路管理者権限の業務
- 民間事業者の運営に対するモニタリング機能

## 2. 民間事業者へのインセンティブの付与

民間事業者の創意工夫による利用者サービス向上や集客による増収、効率的管理に向けた取組を促すため、民間事業者による有料道路やP Aの運営等の結果生じる増収や経費節減等の収支差（プラス）について、一定のルールを設けてインセンティブとして民間事業者に付与するとともに、減収や経費増加等により生じる収支差（マイナス）についても一定のルールを設けて民間事業者の損失とする。

### 《公社運営》

総収入（単価×利用者数/年×期間）等
維持管理費等

### 《民間事業者運営》

総収入（単価×利用者数/年×期間）等	増収
維持管理費等	節減

## 3. 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続

### 《利便性向上のための料金徴収継続》

大規模更新やI C等利便性向上のための施設整備が必要な場合（民間事業者から提案のある場合を含む。）においては、民間における事業機会の拡大や、民間の創意工夫を活用して低廉で良質な利用者サービスの更なる向上を図るため、民間事業者がこれを行うことを認める。

この場合において、施設整備等に要した費用については料金収入で償うこととし、その料金徴収期間については負担の世代間公平の観点から、また、料金の額については現在の料金の額の範囲内でかつ道路の利便性（定時性・高速性）・安全性を損なわないことを条件に、民間事業者の提案も求めながら、弾力的に設定する。

### 《維持管理費用の安定確保のための料金徴収継続》

定時性や高速性など期待される適正なサービス水準の維持に必要な維持管理費用を受益者負担により安定的に確保するため、料金徴収期間満了後においても、維持管理費用相当額について料金徴収を継続する。

## 維持管理有料の適用について

＜法定要件：道路整備特別措置法第15条＞

- ①維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要する
- ②本来道路管理者が維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適當

※料金徴収期間満了の日の6ヶ月前までに国土交通大臣へ申請が必要

＜維持管理有料道路事例＞

	かんもん 関門トンネル	ふじさん 富士山有料道路	まなづる 真鶴道路
管理主体	NEXCO西日本	山梨県道路公社	神奈川県道路公社
延長	6.4Km	24.1Km	4.5Km
料金 (普通車)	150円	1,000円	200円
維持管理有料期間	S48.11.14～H37.9.30 (民営化後20年間)	H17.6.7～H37.9.30 (20年間)	H20.9.4～H40.9.3 (20年間)

- 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の解禁)

文部科学省 資料



○ 「公立学校運営の民間への開放」（公設民営学校の解禁）

公私協力の方式による公設民営について

- 地方公共団体が校地・校舎を提供し、民間と連携・協力して学校法人を設立する方式による公設民営は可能であり、これまでも、構造改革特区「公私協力学校設置事業」の特例措置の創設や、特区以外の公私協力方式による公設民営学校の設置が行われてきている。

《参考資料 1》

- 構造改革特区における「公私協力学校設置事業」は、地方公共団体が校地・校舎を無償又は廉価で譲渡又は貸与して学校法人を設立し、当該学校法人（公私協力学校法人）が、地方公共団体の支援・関与の下に学校運営を行う場合に、当該学校法人の設立認可に係る資産審査を省略するものである。

※ 「公私協力学校設置事業」については、これまでのところ特区認定の実績なし。

《参考資料 2》

- 一方、特区「公私協力学校」の特例を活用せずとも、地方公共団体が校地・校舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校法人を設立して、公設民営学校を設置することは可能である。

※ このタイプの公設民営学校については、複数の設置事例あり。

《参考資料 3》

【参考】公立学校の管理・運営の包括的な委託について

- 公の施設等の業務については、従来より、事実上の行為に相当する業務・サービスや、定型的な処分行為（例えば、入館許可など）に係る部分を、契約に基づき、包括的に民間委託することが行われてきた。

- 一方、公の意思に基づく非定型的な処分行為等（公権力の行使）や公の意思の形成への参画を伴う職務については、いわゆる「当然の法理」により、公務員が行うことが前提とされ、これらを内容とする業務を民間委託することは、法制的に困難とされている。

- 公立学校の業務についても、過去において、その包括的委託の可能性について検討された経緯があるが、その結果として、

公立学校教育は、

- ・ 設置者である地方公共団体の「公の意思」に基づき実施されるものであること、
  - ・ 入退学の許可や卒業の認定等の公権力の行使と日常の指導等が一体として実施されるもの（公権力の行使と単なる事実上の行為との切り分けが困難）であること、
- 等を踏まえれば、これを包括的に委託すること（包括的に委託しつつ、なおこれを公立学校教育と位置付けること）は困難であり、学校の公設民営については、上記の公私協力の方式により行うものとの法制的整理がなされている。



## 公設民営学校の比較

構造改革特区による  
公私協力学校

◎ 地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立  
(地方公共団体が、校地・校舎等を提供)

◎ 地方公共団体と学校法人の連携・協力により、学校運営

☆ 必要な施設設備(校地・校舎等)を、特区地方公共団体が無償・廉価で貸与・譲渡等(その一部を、学校法人自らが整備することも可)。

☆ 毎年度の運営費のうち、学校法人の自己収入のみでは不足する分を、特区地方公共団体が補助。

☆ 設立認可にあたり、資産要件の審査不要。

◎ 地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立  
(地方公共団体が、校地・校舎等を提供)

公私協力方式  
の学校

☆ 必要な施設設備(校地・校舎等)の一部を、地方公共団体が貸与・譲渡等。

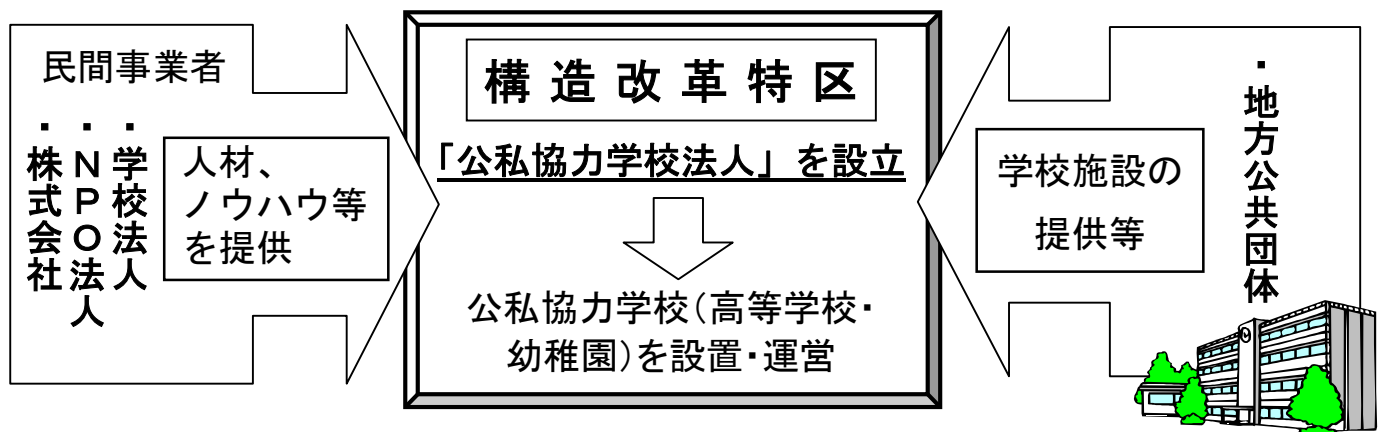
☆ 毎年度の運営費は、学校法人の負担。  
(都道府県や、協力する地方公共団体が支援することも可。)

# 公私協力学校設置事業について

## 1. 経緯

「骨太の方針 2003(平成 15 年 6 月)」及び「構造改革特別区域推進本部決定(同年 9 月)」等を踏まえ、構造改革特区で高等学校及び幼稚園を対象に制度化。

## 2. 概要



- 地方公共団体のニーズを反映した特色ある教育活動を実施。
- 地方公共団体の支援・関与で安定した経営・運営を実現。

## 3. 骨子

### (1) 公私協力学校法人の設立認可についての特例

- ・ 地方公共団体が、学校の設置・運営経費を支援し、安定的な学校運営が可能と認められることを条件に、都道府県知事の資産審査を省略。
- ・ 公私協力学校法人は、その寄附行為において、その設置する学校が公私協力学校である旨規定。

### (2) 特区地方公共団体の支援

- ・ 地方公共団体は、公私協力学校法人に対し、
  - ①校地校舎等の基本財産を無償又は廉価で貸与又は譲渡。
  - ②学校運営に要する経費の不足分を補助。

### (3) 地方公共団体の関与

- ・ 予め定める基本計画に基づき、公私協力学校法人を指定。
- ・ 毎年度、公私協力学校の運営計画及び収支予算を認可。

## ○構造改革特別区域法((平成十四年十二月十八日法律第百八十九号))(抄)

(私立学校法の特例)

**第二十条** 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。))が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。)の設置及び運営を目的とする学校法人(以下この条において「協力学校法人」という。)を設立しようとする者であつて第六項の指定を受けたもの(第三項において「指定設立予定者」という。))が、所轄庁(同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。))に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合には、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体(以下この条において「協力地方公共団体」という。)の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項 に規定する政令で定める事項の認可の申請

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画(以下この条において「公私協力基本計画」という。)を定め、これを公告しなければならない。

一 収容定員に関する事項

- 二 授業料等の納付金に関する事項
  - 三 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
  - 四 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 教育目標に関する事項
  - 二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの
- 6 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。
- 7 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
- 8 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。
- 9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。
- 10 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- 11 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下この条において「公私協力年度計画」という。）及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 12 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
- 13 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とある

のは「協力地方公共団体(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。)の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人(同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。)に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

- 14 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 15 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。
- 16 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
- 17 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
- 18 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

公私協力方式による公設民営学校設置(例)

学 校 名	所轄 県名	開校及び 協力の開始	設置法人名	設置の際の地方公共団体 からの支援等
吉備高原学園高等学校	岡山県	H3	学校法人吉備高原 学園	・岡山県から出資 ・岡山県が学校施設を整備し無償貸与 ・岡山県から運営経費の赤字補填としての基金の提供 ・理事長が知事 ・事務職員として県職員を派遣
ぐんま国際アカデミー初 等部・中等部・高等部	群馬県	H17	学校法人太田国際 学園	・太田市から出資 ・太田市から運営資金提供 ・理事長が太田市長
仰星学園高等学校	福岡県	H18	学校法人仰星学園	・北九州市から廃校となった公立学校の校地校舎を借用
東京シューレ葛飾中学校	東京都	H19	学校法人東京 シューレ学園	・葛飾区から廃校となった公立学校の校地校舎を借用
幕張インターナショナルス クール (幼稚園・小学校を設置)	千葉県	H21	学校法人幕張イン ターナショナルス クール	・千葉県、千葉市から出資

○ 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等の見直し(国内校との競争条件の同一化)

文部科学省 資料

「海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等の見直し(国内校との競争条件の同一化)」について

平成25年5月  
文部科学省

1. 外国人子女の教育を担う教育施設(いわゆる外国人学校)については、学校教育法上、その誘致に際しての特段の規制はない。
2. なお、文部科学省では、高度外国人材が就労にあたって重要視する子女の教育環境を整備する観点から、昨年3月に、各都道府県に対し、外国人学校の各種学校設置等の弾力的な運用を依頼する通知を発出する(参考1)等の措置を実施。

(参考)

1. 学校教育法第134条に基づく「各種学校」として外国人学校を設置する場合には、都道府県等より認可を受ける必要がある。
  - ※ 現在、インターナショナルスクール(主に英語で授業を行うもの)は、全国で42校(うち東京都は17校)。このうち、各種学校の認可を受けていないインターナショナルスクールは、全国で9校(うち東京都は5校)(参考2)。
  - ※ なお、各種学校の認可を受けているインターナショナルスクールの定員充足率は、全国平均で約7割(東京都は約9割)(参考3)。
2. 外国人学校が各種学校としての認可や準学校法人<sup>※</sup>の設立認可等を受けた場合、当該外国人学校に対して、以下の税制上の優遇措置や補助等の支援が講じられている。
  - ①一定の要件のもと授業料に対する消費税の非課税
  - ②当該準学校法人の教育事業に対する法人税の非課税
  - ③一定の要件のもと当該準学校法人に対する寄付に係る法人税及び所得税の軽減
  - ④地方自治体からの助成(運営費補助等) 等

※私立学校法第64条第4項の規定により、各種学校等の設置のみを目的として設立された法人
3. さらに、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号の規定に基づき、文部科学大臣から指定を受けた各種学校である外国人学校に在籍する生徒に対しても、高等学校等就学支援金が支給される(参考4)。
4. なお、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校(いわゆる「1条校」)として外国人学校を設置する場合には、所轄庁たる都道府県から学校の設置認可及び学校法人の設立認可を受ける必要があり、当該都道府県から審査がなされることとなる(参考5)。



(参考 1)

「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について(依頼)」  
(平成24年3月29日)の主な内容

文部科学省から各都道府県に対し、地域の実情に応じ、要件の弾力化が進んでいる  
県の取組を参考に、次のような取組を進めるよう依頼。

- ①校地・校舎について民間からの借用や短期借用を弾力的に認める
- ②運用資産の保有要件について、より少額の運用資産でも各種学校設立を認める
- ③外国人の地域への参画、外国人の子どもの就学機会の確保等を目的に、外国人  
学校を対象として、他の各種学校とは別の基準を制定する 等

(参考 2)

文部科学省で把握しているインターナショナルスクール<sup>※</sup>の状況

(平成24年5月1日現在)

インターナショナルスクール(1条校を除く)：42校(うち東京都17校)

上記のうち、各種学校でないインターナショナルスクール：9校(うち東京都5校)

※ インターナショナルスクールは法令上、明確な定義が定められていないが、各種学校として認  
可されているインターナショナルスクール、4つの国際的な評価機関(国際バカロレア、WASC、  
JCSI、CIS)から認可されているインターナショナルスクール及び日本インターナショナルスクー  
ル協会(JCIS)会員のインターナショナルスクールの情報を集約

(参考 3)

インターナショナルスクール(各種学校)の定員充足率(平成24年5月1日現在)

全国平均：74.8%(全33校 定員13,057名 実員9,766名)

東京都平均：88.5%(全12校 定員6,445名 実員5,701名)

(参考 4)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施  
行規則(平成二十二年文部科学省令第十三号)

(専修学校及び各種学校)

第一条公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下  
「法」という。)第二条第一項第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類  
する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

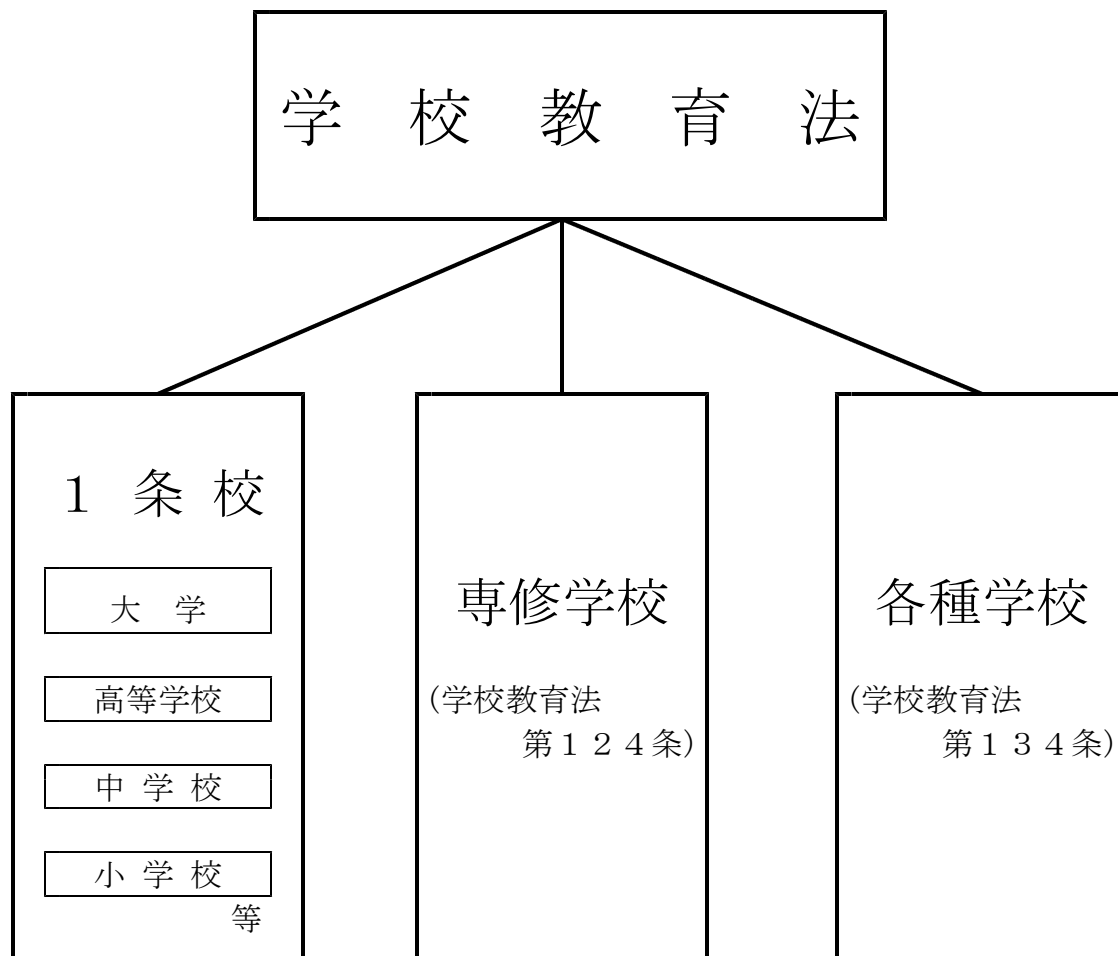
一 専修学校の高等課程

二 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるも  
の

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校  
教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定  
を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

(参考5)



○一条校：学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。

○専修学校：職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの。

○各種学校：学校教育に類する教育を行うもの。

(参考)

	1条校(高等学校)	専修学校	各種学校
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ること	学校教育に類する教育を行うこと
修業年限	3年(定時制、通信制は3年以上)	1年以上	1年以上(但し、簡易な技術、技芸の課程は3ヵ月以上)
卒業所要授業時間等	74単位	年間800時間以上	年間680時間以上
教育内容	学校教育法施行規則、学習指導要領に定める教科科目	専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目	規定なし
教員資格	高等学校教諭普通免許状を有する者	大卒後2年以上の実務経験等	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教員数	「収容定員÷40」人以上	3人以上	3人以上
校舎の面積	1,200㎡以上	200㎡以上 (文化・教養課程)	115.70㎡以上 (特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。)
運動場	8,400㎡以上の運動場を備えなければならない	目的に応じて、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない	規定なし
教材	検定教科書の使用	規定なし	規定なし

(参考)

### ○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第三百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

- 農地流動化のための農業委員会の関与廃止等

農林水産省 資料

# 農業委員会について

---

平成 2 5 年 5 月

農林水産省

## 農業委員会の組織

- ・ 農業委員会法に基づく市町村の**独立行政委員会**
- ・ 全国1,743市町村のうち、1,699市町村で**1,713の農業委員会が設置**
- ・ 委員数は平均21人(農業者から選出されるため、非常勤。報酬は平均3万円/月)
- ・ 市町村に事務局を設置(職員は平均5人)
- ・ 県段階に県農業会議、全国段階に全国農業会議所がある。

## 農業委員会の業務

- ・ 平成21年の農地法改正により、**農業委員会の役割は大きく変化**

(従来)

### 個別の申請等を前提とする 受け身の業務

- ・ 農地の権利移動の許可
- ・ 県知事の農地転用許可  
に関する意見具申



(平成21年改正後)

### 地域全体としての農地利用集積・遊休農地の解消に積極的に関与する能動的な業務を追加

- ・ 地域の**農地利用状況の調査** [毎年1回調査]
- ・ **遊休農地の所有者に対する指導・勧告等** [38万件指導(平成24年10月)]
- ・ 地域の農業者の徹底した話し合いによる**人・農地プラン**(地域の中心経営体を明確にし、そこに農地を集積していくプラン)の**作成にも積極的に関与**

※ なお、農業委員会の業務や審議過程を透明化するため、**ほぼ全ての農業委員会で以下の取組を実施**

- ① 総会等の審議過程を詳細に記録した議事録を作成・公開
- ② 許可のポイントや申請に必要な書類、記載マニュアル等を作成・公開
- ③ 農業委員会活動の目標とその達成状況を作成・公開



1 地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、地域における農業者の徹底した話し合いによって、

① 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか

② 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか

③ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

を明確にした「人・農地プラン」の作成(作成主体は市町村)を推進しているところ

2 24年度から2年間の予定で「人と農地の問題」を抱えるすべての市町村・地域で作成すべく取り組んでおり、

25年3月末現在      7,543地域 (作成予定地域17,481地域の43%)  
で人・農地プラン作成済

3 「人・農地プラン」は、一旦決めた後も、定期的に、随時に話し合いを行って、見直しを行い、より良いものとしていくことが必要であり、未作成の市町村・地域には作成を、作成した市町村・地域には見直しを指導しているところ

4 「人・農地プラン」は、農業政策の基礎であり、市町村を中心に、農業委員会等の協力の下に推進しているところ

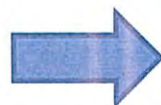


# 農地基本台帳

- 農業委員会は、
  - ① 農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する基礎資料として
  - ② 遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため農地基本台帳を整備

## 農地基本台帳

- ・ 所有者・借受者の氏名、住所
- ・ 農地の所在、地番地目、地積
- ・ 地域区分(農振農用地等)
- ・ 賃貸借等の設定状況  
(権利の種類、期間、賃借料等)
- ・ 遊休農地の措置状況  
(利用状況、指導履歴等)
- ・ 納税猶予の適用状況  
(すべての農業委員会で整備済み)



## 「電算処理システム」の導入

(9割の農業委員会で導入済み)



## 「農地地図情報システム」の導入

- ・ 地番図
- ・ 航空写真  
(4割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」まで整備すると、情報を地図化して見ることが可能になる

## 農地基本台帳の整備に関する予算 (平成25年度)

- ・ 農業委員会交付金 47億円の一部
- ・ 農地制度実施円滑化事業費補助金 20億円の一部

- (事例1) 耕作者別の経営農地の色分け
- (事例2) 経営者の年齢別の農地の色分け
- (事例3) 利用権設定の終期ごとの色分け



# (事例1) 耕作者別の経営農地の色分け

S=1:2500

経営者別農地分布図面

見本



黄・・・耕作者A  
 緑・・・耕作者B  
 青・・・耕作者C  
 をそれぞれ表す

耕作状況  
 阿部 武夫  
 安井 智彦  
 安藤 弘毅

〇〇市役所

平成25年4月22日

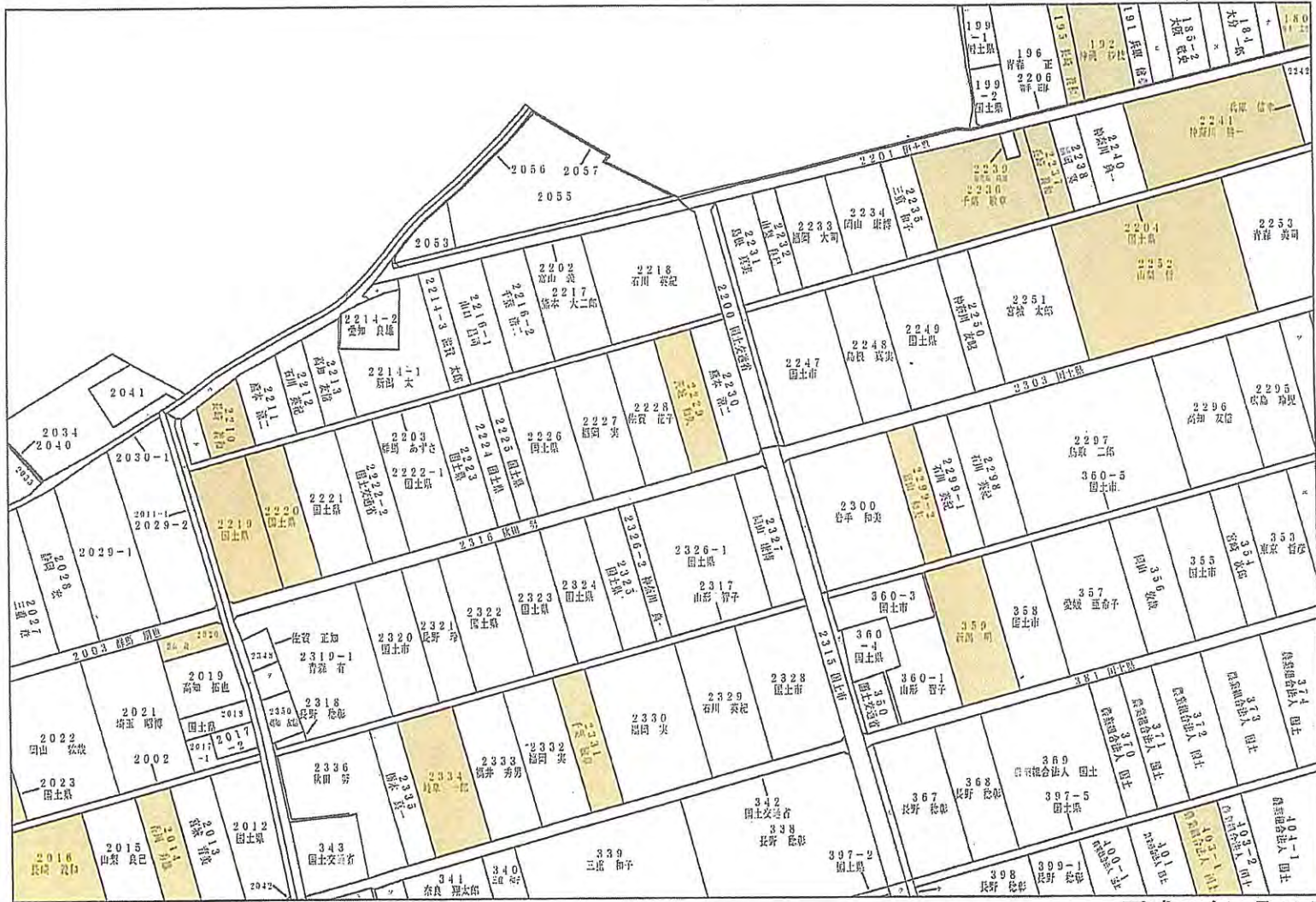


# (事例2) 経営者の年齢別の農地の色分け

S=1:2500

経営者年齢別色分け図面

見本



色つきの筆は  
経営者の年齢  
が75歳以上で  
あることを表す

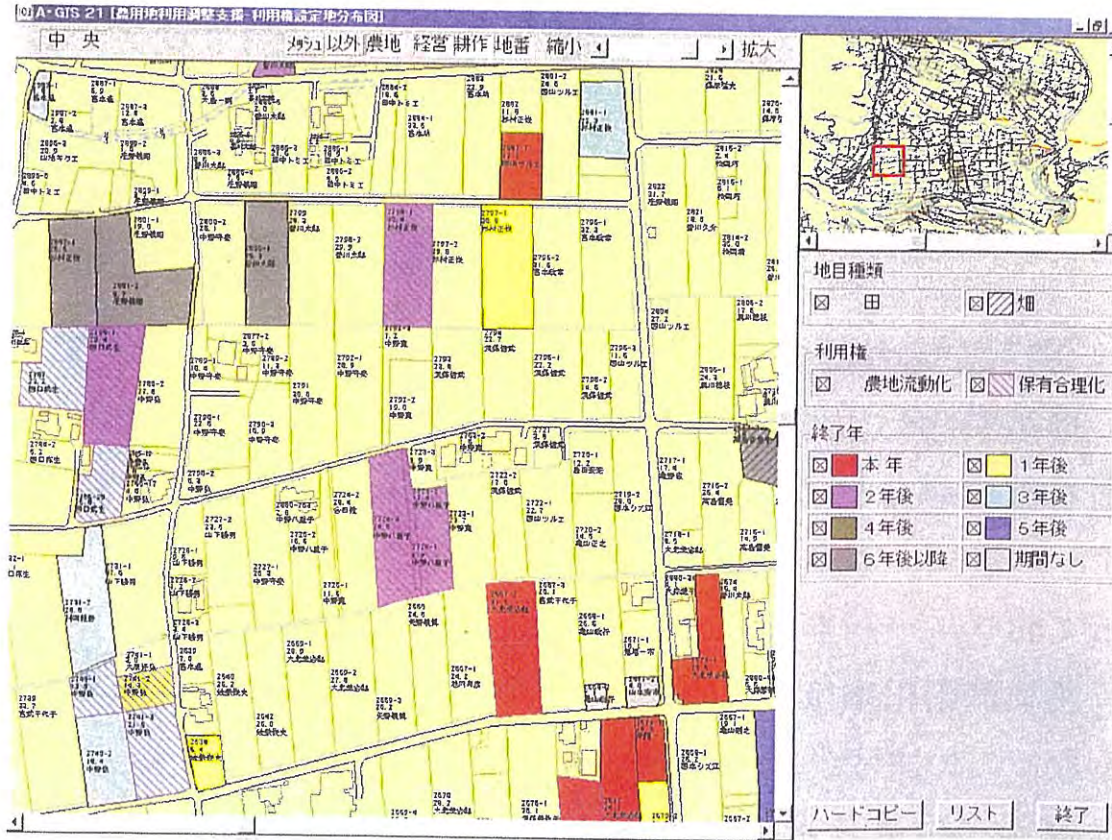
経営者年齢  
■ 75歳以上

○市役所

平成25年4月22日



# (事例3) 利用権設定の終期



**利用権設定の終期**  
**赤色**.....**当年**  
**黄色**.....**1年後**  
**紫色**.....**2年後**  
**水色**.....**3年後**  
**緑色**.....**4年後**  
**青色**.....**5年後**  
**灰色**.....**6年後以降**  
 をそれぞれ表す。

出典：長野県農業会議「農地地図情報システム（GIS）活用事例集」（平成20年3月）



## 6 担い手への農地集積／耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

### 目標

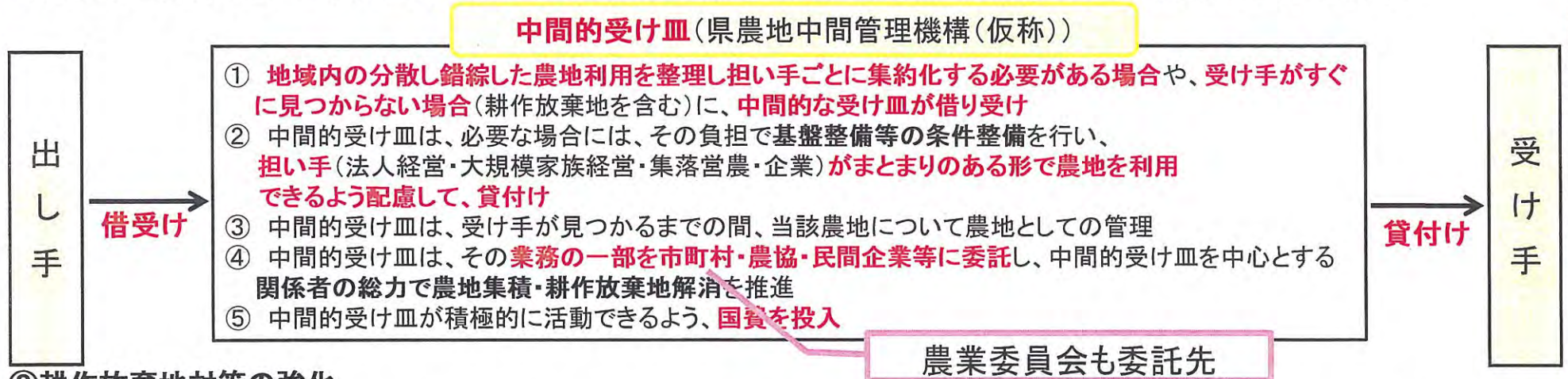
- 担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指す。
  - その手段として、確実に農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となる公的組織を整備・活用。
- ⇒農地集積及び耕作放棄地の解消に関する数値目標を設定する。

### 政策の展開方向

#### 1. 農地集積、耕作放棄地解消に係る数値目標を設定。

#### 2. 1を実現する政策手法

##### ①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



##### ②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、**手続の大幅な改善・簡素化**により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告**を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。



# 供給サイドの構造改革

## 【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。



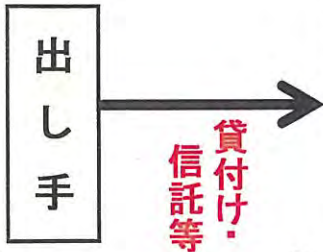
## 目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

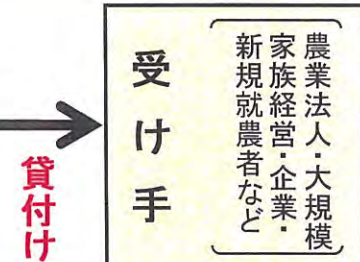
## スキーム

### 県農地中間管理機構(仮称)(農地の中間的受け皿) (いわば「農地集積バンク」)

- ① 機構が地域内の所有者から借受け等
- ② **地域内農地の相当部分の利用権を持つ(準公有状態)**
- ③ 圃場の大区画化等の**基盤整備**を機構の負担で行う
- ④ 担い手の**規模拡大**、担い手ごとの**農地の集約化**に配慮して**貸付け(利用権の再配分)**(何回か再配分を繰り返す)
- ⑤ **市町村、民間企業(信託銀行を含む)等に業務委託**
- ⑥ 十分な**国費投入**(参考:21年補正(政権交代で未実施)の農地対策は3千億円)



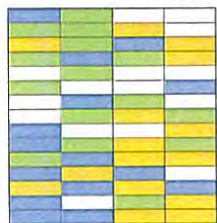
- 出し手のメリット**
- 公的な機構なので安心して貸せる
  - 所有者負担なしに基盤整備ができる



- 受け手のメリット**
- 規模拡大ができる
  - 集約化した農地が借りられる
  - 企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられる

### 農地の集約(イメージ)

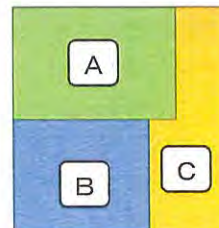
地域内の分散・錯綜した農地利用  
<1枚の圃場 30a区画>



- |   |                          |      |
|---|--------------------------|------|
| 緑 | A 農業法人                   | 20ha |
| 青 | B 大規模家族経営                | 20ha |
| 黄 | C 企業                     | 20ha |
| 白 | D その他の小規模家族経営<br>(20経営体) | 20ha |



担い手ごとに集約化した農地利用  
<1枚の圃場 1ha区画>



- |   |         |              |
|---|---------|--------------|
| A | 農業法人    | 30ha (+10ha) |
| B | 大規模家族経営 | 25ha (+5ha)  |
| C | 企業      | 25ha (+5ha)  |

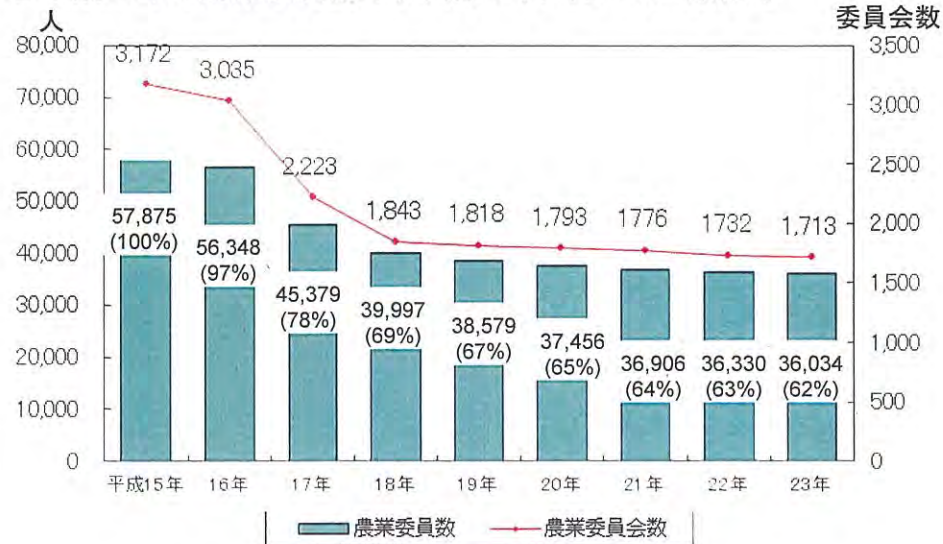
**農地の集積・集約化でコスト削減**



# 農業委員会に関する基礎的データ①

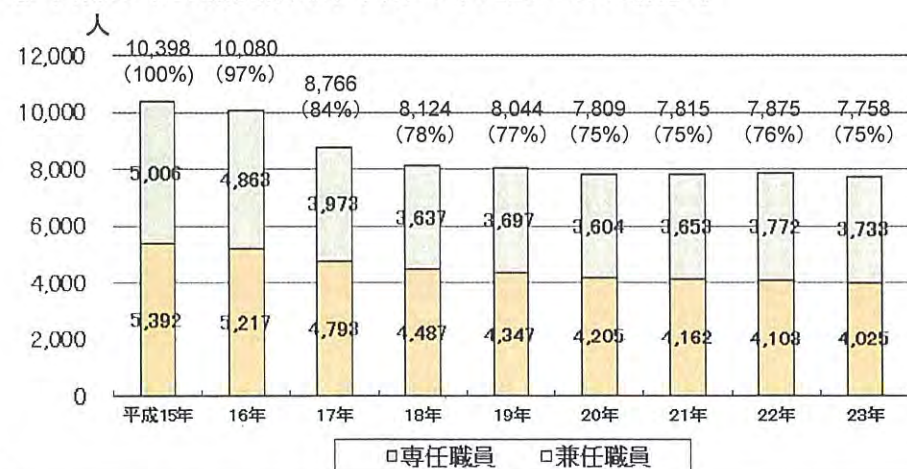
## 農業委員会数及び農業委員数の推移（各年10月1日現在）

- 平成23年の農業委員会数は、平成15年に比べ46%減少。
- 平成23年の農業委員数は、平成15年に比べ38%減少。



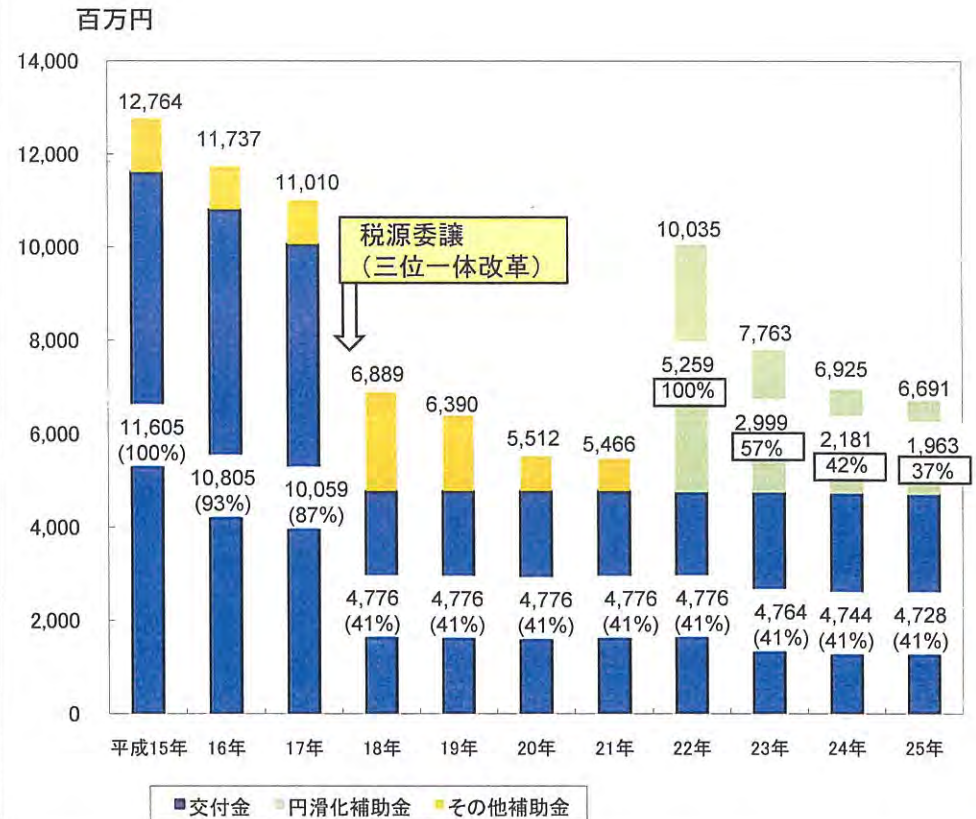
## 農業委員会職員数の推移（各年10月1日現在）

- 平成23年の職員数は、平成15年に比べ25%減少。



## 農業委員会に対する予算額の推移（各年度当初予算額）

- 農業委員会に対する予算総額は近年減少傾向。
- 昭和60年から定額化・交付金化された農業委員会交付金は、平成18年度には三位一体改革により、人件費相当額のうち46億円を税源委譲。
- 平成25年度の交付金予算額は、平成15年に比べ59%減少。
- 平成22年度から、平成21年改正農地法に伴う業務増に対し農地制度実施円滑化事業費補助金が措置されている。



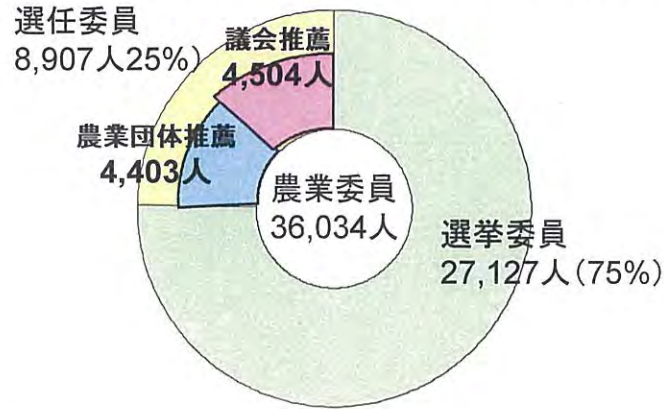
資料：農林水産省経営局農地政策課調べ



# 農業委員会に関する基礎的データ②

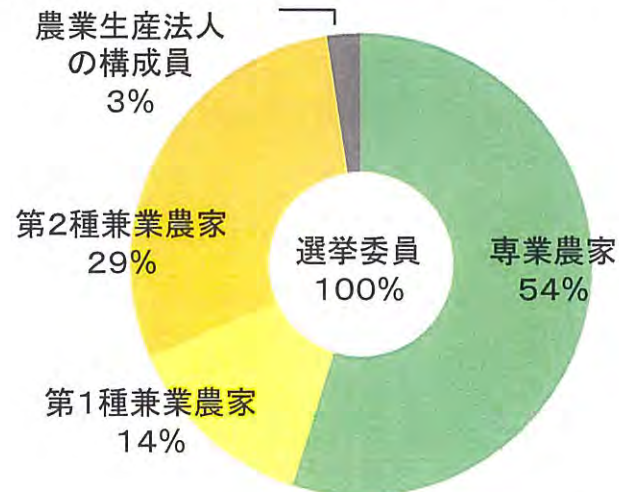
## 選挙・選任別農業委員数（平成23年10月1日現在）

- 農業委員のうち4分の3が選挙委員。
- 1委員会当たり農業委員数は21人（選挙委員16人、選任委員5人）。



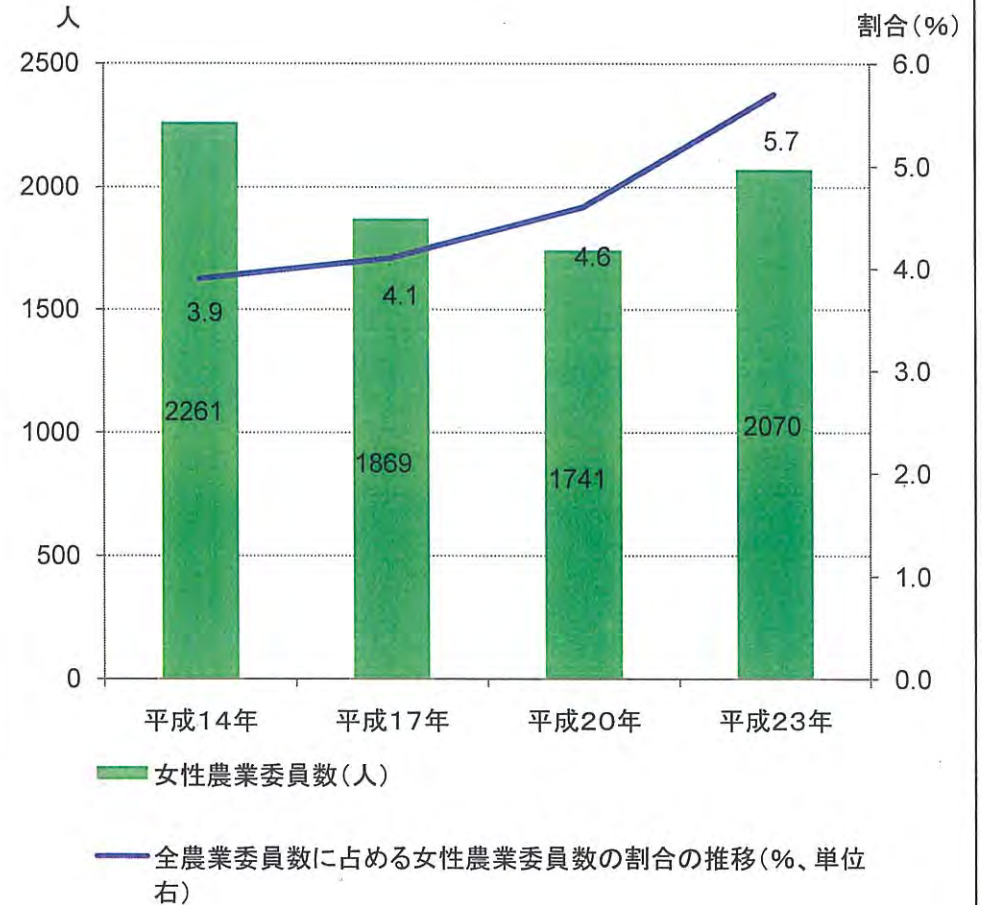
## 専兼別選挙委員割合（平成23年10月1日現在）

- 選挙委員の約7割は、主として農業を行っている専業農家と第1種兼業農家で占められている。



## 女性農業委員数と全農業委員数に占める女性農業委員の割合の推移（各年10月1日現在）

- 平成23年の女性農業委員数は、平成14年に比べ8.4%減少。
- 平成23年の全農業委員数に占める女性農業委員数の割合は、平成14年に比べ1.8ポイント増加。



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

- 先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大(評価実施体制の柔軟化等)

厚生労働省 資料



# 国家戦略特区WG 厚生労働省提出資料

厚生労働省保険局  
平成25年5月28日(火)

# 我が国の医療保険制度の基本的考え方

- 必要な医療については基本的に、保険診療で行われるべきである。
- 保険適用となるのは、治療の有効性・安全性が確認された医療である。

## 公的医療保険制度として

我が国の医療保険制度は公費、保険料を財源として成り立っていることから、保険給付の範囲の適正化等を図る必要がある。

〔例：治療の有効性・安全性が認められない、研究開発目的の医療や特殊療法は公費や保険料を充てるのになじまない。〕

## 患者にとって

医療サービスは、高度に専門的な内容を含むものであり、かつ、患者の生命・健康に直接かかわることから、患者の判断に委ねるには限界がある。

〔例；医師から保険適用の療法よりも、費用は高いが保険適用外の療法の方が効くと言われれば患者は断りにくい。〕

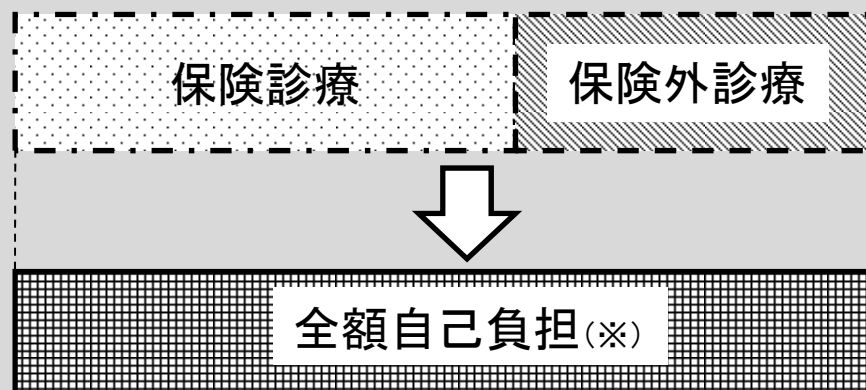
## 保険外併用療養費について

我が国の医療保険制度においては、

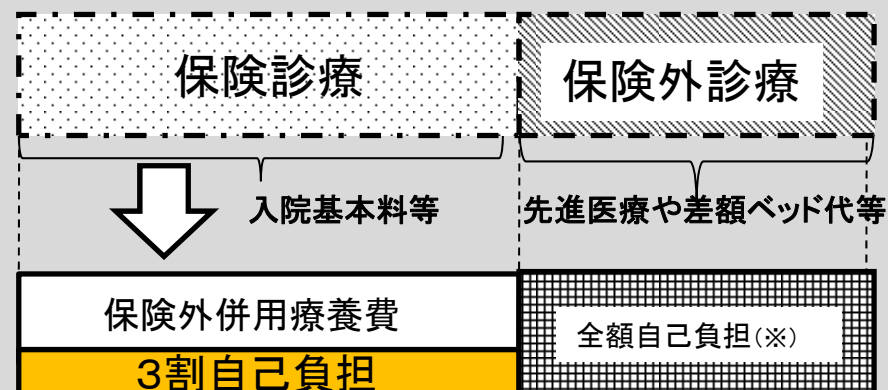
- 必要な医療については基本的に、保険診療で行われるべきであること
  - 保険適用となるのは、治療の有効性・安全性が確認されたものであること
- としている。

健康保険法において、保険診療と保険外診療(自由診療)を併用して治療を行う場合には、一定の場合(厚生労働大臣の認める先進医療や、患者の自由な選択に係る費用(いわゆる差額ベッド代等))を除いて、保険診療部分も含めて全て自己負担となる。

### 【いわゆる「混合診療」】



### 【保険外併用療養(法令で定めた一定の場合)】



(※)自己負担分については、研究機関や製薬会社等の資金を充てる場合もある。

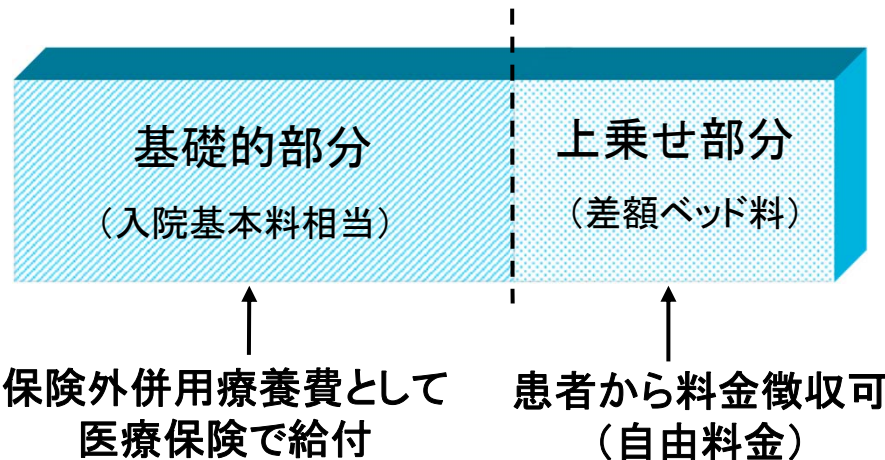
最先端の医療や適応外の医薬品の使用などの先進的な医療技術については、安全性や有効性を個別に確認した上で、先進医療制度等の枠組みの中で、保険診療との併用を認めており、こうした一定のルールの中で患者のニーズに対応。

# 保険外併用療養費について

## 保険診療との併用が認められている療養

評価療養・・・保険導入のための評価を行うもの  
選定療養・・・保険導入を前提としないもの

### 保険外併用療養費の仕組み [差額ベッドの場合]



※ 保険外併用療養費においては、患者から料金徴収する際の要件(料金の掲示等)を明確に定めている。

## ○評価療養(7種類)

- ・ 先進医療(先進A:66技術、先進B:40技術 平成24年12月時点)
- ・ 医薬品の治験に係る診療
- ・ 医療機器の治験に係る診療
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医薬品の使用
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医療機器の使用
- ・ 薬価基準収載医薬品の適応外使用  
(用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの)
- ・ 保険適用医療機器の適応外使用  
(使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)

## ○選定療養(10種類)

- ・ 特別の療養環境(差額ベッド)
- ・ 歯科の金合金等
- ・ 金属床総義歯
- ・ 予約診療
- ・ 時間外診療
- ・ 大病院の初診
- ・ 大病院の再診
- ・ 小児う触の指導管理
- ・ 180日以上入院
- ・ 制限回数を超える医療行為

# 先進医療について

## 先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術について、安全性、有効性等を個別に確認したものは、保険診療と保険外診療との併用を認め 将来的な保険導入に向けた評価を行う。
- 先進医療部分を除く一般の診療と共通する部分については保険が適用される(先進医療部分は全額自己負担)。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要。

## 実施状況

### (先進医療の実施状況)

先進医療A 66技術が認められており、633医療機関で実施されている。

先進医療B 40技術が認められており、406医療機関で実施されている。

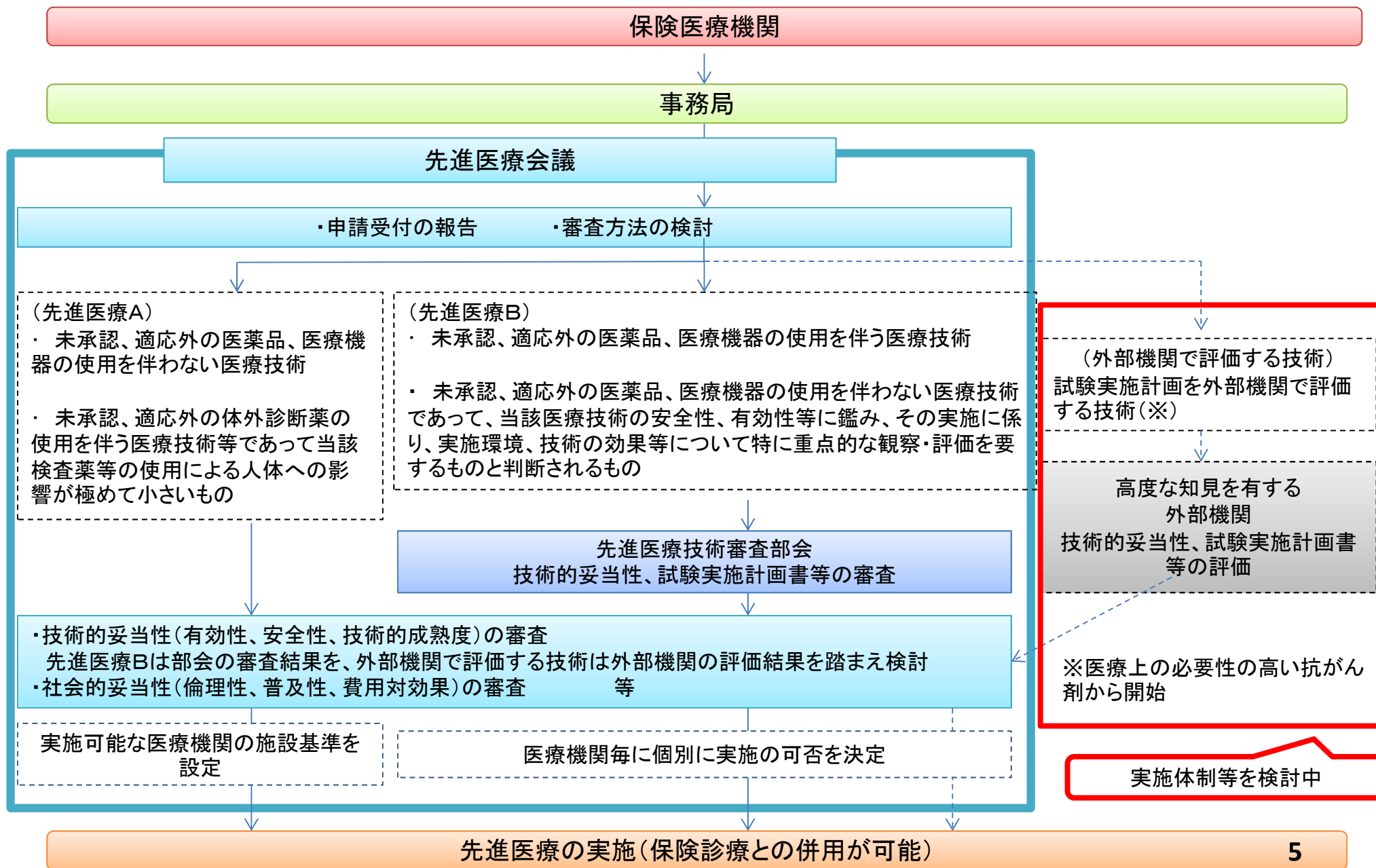
### (先進医療の保険導入件数)

18年度	20年度	22年度	24年度	累計
8技術	20技術	12技術	23技術	63技術

\* 平成24年12月1日時点

先進医療A		先進医療B
対象となる医療技術	主に未承認等の医薬品又は医療機器の使用を伴わない医療技術	主に未承認等の医薬品又は医療機器の使用を伴う医療技術が対象
先進医療への導入手続	先進医療会議で医療技術の有効性、安全性等を審査し、先進医療への導入の可否を決定	
医療機関における実施手続	施設基準(先進医療毎に設定)を満たしていることを届け出た医療機関で実施	個別の医療技術毎に実施の承認を得た医療機関で実施

# 先進医療会議の審査の流れについて【平成24年10月1日以降】





# (参考) 医療上の必要性の高い抗がん剤を用いる先進医療の外部評価について

## 概要

我が国におけるドラッグラグ等の課題に対しては、研究開発支援や薬事承認の迅速化等が重要である。これに加え、保険併用が認められる先進医療制度についても、医療上の必要性の高い抗がん剤を用いる先進医療の技術評価を外部機関で行うことにより、海外で安全性等が確認されている未承認薬等に係るアクセスを向上させる。

## 運用のイメージ

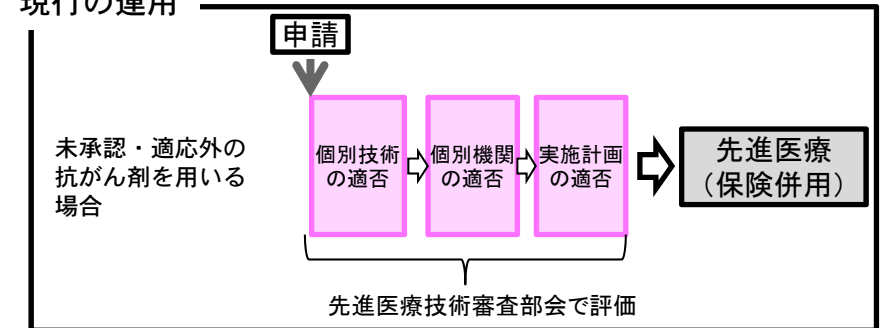
### 医療上の必要性の高い抗がん剤を用いる先進医療の外部評価の仕組み

① 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において、医療上の必要性が高いとされた抗がん剤のうち、迅速な開発が見込まれないものは、先進医療会議で、その安全性等を確認し先進医療の対象として選定

② 先進医療会議において、当該対象技術の成熟度や安全性等に応じて、当該技術を先進医療として実施することができる実施機関群を予め設定

③ 迅速に評価を進めるため、がん治療について高度な知見を有する外部評価機関が先進医療の実施計画(プロトコル)等の技術的評価や実施状況を確認

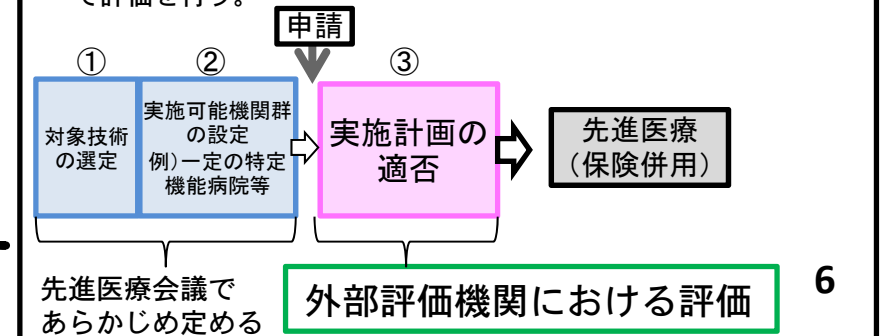
### 現行の運用



迅速化

医療上の必要性が高く、かつ、海外の実績等により一定の安全性等が確認できる抗がん剤の場合

○評価の迅速化のため、個別技術の適否、個別実施医療機関の適否の評価を省略し、がん治療に高度な知見を有する外部評価機関(参加医療機関に対する訪問調査等が可能な機関)において評価を行う。



6

# 規制改革への対応の経緯

## 厚生労働大臣と規制改革担当大臣の基本的合意(平成16年12月15日)への対応

合意事項	対応状況
国内未承認薬の使用	「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において、未承認薬の薬事承認に向けた取組を行っている。
保険外併用療養費制度の創設	健康保険法を改正し、保険外併用療養費制度を創設。
先進技術への対応	保険外併用療養費制度の下に先進医療を設け、その一定のルールの下で将来的な保険導入に向けた評価を行っている。
制限回数を超える医療行為	腫瘍マーカー検査、リハビリテーション等について選定療養として保険給付との併用を認めている。

## 「規制改革推進のための3カ年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)への対応

閣議決定	対応状況
国内未承認薬の薬物・医療機器を用いた先進的な医療技術に関する保険診療との併用を認める枠組みを創設すること。	先進医療において、未承認の医薬品、医療機器の使用を伴う医療技術についても対象としている。(従前の高度医療)
平成16年の基本的合意の実施状況を検証するため、先進医療の施件数と金額を含む調査を行い、公表すること。	毎年度先進医療の実施状況等について中医協に報告・公表している。

## 「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)への対応

閣議決定	対応状況
現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。(例;未承認の医薬品を用いる療法等について、外部機関を活用した技術の安全性、有効性等の評価の在り方の検討)	①医療上の必要性の高い抗がん剤について外部機関における具体的な評価方法や体制等について検討中。 ②先進医療専門家会議及び高度医療評価会議の審査の一本化を図った。(平成24年10月～)